

事業民生常任委員会

平成19年3月12日（月）

事業民生常任委員会

日 時 平成19年3月12日(月)午前10時00分開会 - 午後5時10分閉会
場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 鍛冶、辻下、福田

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、岡本住民部副理事兼住民生活課長、
吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課課
長代理、

芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、松永事業部長、
藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、梶本事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、末原上下水道部長、
古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、奥野深日保育所長、
波戸元住民部保険年金課主幹

案 件

(1) 付託案件について

(午前 10 時 00 分 開会)

川端委員長 皆さんおはようございます。

本日はご多忙のところ、委員会に出席をいただきありがとうございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は 6 名、欠席委員は 1 名、鳥谷部委員が体調不良のため欠席です。

理事者につきましては、全員出席です。

欠員は 1 名であります。

一応定足数には達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、ご協力をお願いいたします。

3 月 8 日の事業民生委員会において、審議できなかった議案 17 件について審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第 9 号「平成 19 年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、予算書 119 ページから 147 ページをごらんください。

川端委員長 質疑、意見はございませんか。

中原委員 136 ページの老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金というところのご説明をいただきたいと思います。

それから、138 ページの右上ですけれども、ヘルスアップ事業について詳細をご説明いただきたいと思います。

川端委員長 中原委員、2 点についてですね。そしたら担当課の方から、説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 136 ページの老人保健医療拠出金ですよね、4 億 6,248 万円の件

ですか。これにつきましては、老人医療にかかわる医療費について給付関係なんですけれども、運営の方は联合会の方でしていただいております、それに対して拠出金プラス事務関係の拠出金を拠出するものでございます。

続きまして、国保ヘルスアップ事業なんですけども、平成１７年度から食生活改善、並びに運動講習会等を、１クール９回ということで実施しております保健事業の一部でございます。

以上でございます。

中原委員　今ご説明いただきましたヘルスアップ事業についてですけれども、これは介護予防というような視点も含まれていると思いますけれども、そのあたりの効果とかはいかがでしょうか。

波戸元保険年金課主幹　ヘルスアップ事業につきまして、若干補足をさせていただきますが、平成１７年度に新たに国の方で、国民健康保険の被保険者に対する保健事業の一環として、新たに設けられた制度でございます、岬町の方では、いきいきセミナーと題しまして、１７年、また１８年度も実施をしております、特に介護予防につきましては、そういう保健事業の中には取り入れておりません、今やっておりますのが高血圧、それから血糖値、それからメタボリックに関しまして要指導を。若干数値が高めの方に対しまして運動の指導、それから食事の指導ということで９回の講義を開催して、３月９日にちょうど最終が終了したところでございまして、１８年度で約６０名弱の方の参加がございました。

以上です。

中原委員　そしたら、このことで将来的に医療費の削減とか、そういうことは見込まれそうでしょうか。

波戸元住民部保険年金課主幹　医療制度改革によりまして、平成２０年度から特定健診、並びに特定保健指導の制度が各保険者に義務づけられまして、それによりましてヘルスアップ事業について、その特定健診の方に移行になりますので、若干、規模並びに内容が縮小されております。２０年度につきましては、ヘルスアップ事業の内容が、特定健診と同じような要指導者に対する事業の実施ということが主な内容になりまして、今では数値的には若干高めの方なんですけど、防止というところも今現在は含まれておりますけれども、２０年度以降につきましては、指導していくことによって医療費の削減を図ることが主な観点となってまいりますので、防止というところでは、若干事業的には縮小されてるというような内容でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 済みません、ちょっと質疑の途中なんですけども、ただいま傍聴許可申し出がござい
ますので、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、続きまして。

谷下住民部保険年金課長 先ほど中原委員さんに老人保健医療拠出金、これについての金額で、私、
4億6,000万円というような内容で報告させていただいたんですけども、予算の方
では4億624万8,000円ということで訂正させていただきます。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 1点お聞きします。予算書の134ページの徴収費の13委託料、納付書封入の委託料
ですけれども、これはかなり以前からやってるものだと思うんですけども、いつごろか
らこういう作業を委託しているのか。それと、どれぐらいの件数があるのかお教えいた
だきたいと思います。

波戸元住民部保険年金課主幹 この封入封緘作業につきましては、平成15年度から取り入れてお
りまして、保険料の仮算定が4月に、また、本算定を7月に、それと保険証の更新を10
月に行っておりまして、それぞれの本算定、仮算定、保険証の納付書、それから保険証の
封入封緘、全世帯に送付する件数すべて委託をしておるものでございます。

奥野委員 件数的には、とれぐらいですか。

波戸元住民部保険年金課主幹 それぞれ約4,000世帯です。

奥野委員 ちょっと件数がわからなかったもので、少なければ委託せずに済むものかなという確認
をしたかったものでございます。人手もたくさん要るということで、やむを得ないかとい
うふうにも思いました。ありがとうございました。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、これでもう質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 賛成です。

川端委員長 ほかに反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、賛成討論をどうぞ。

中原委員 先ほどお聞きしていました中で、特定健診にヘルスアップ事業が移行されていくというお話をお聞かせいただきまして、対象者もヘルスアップ事業のときとは変わっていくということで、要指導者を対象にという事業に変わっていくという点と。あと大きく保健センターが、この事業は中心になってやっていたかなと思うんですけども、国保の方に変わるということで、実務量も大変だと思いますし、運営面について少し気になる点もありますけれども、住民の皆さんが健康でお過ごしいただいて、医療費削減にもつながるような運営を心がけていただきますように要望いたしまして、賛成といたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第9は、本委員会において可決されました。

議案第10号「平成19年度岬町老人保健特別会計予算の件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、予算書148ページから154ページをごらんください。

川端委員長 質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第１０号「平成１９年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第１０は、本委員会において可決されました。

議案第１１号「平成１９年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 平成１９年度岬町下水道事業特別会計予算にかかります公共下水道工事の予定箇所について、補足説明させていただきます。

委員会資料の２２ページと２３ページをごらんください。

まず、２２ページですが、灰吹池グラウンド周辺でございます。実線で示しておりますのが下水道汚水管の埋設部分で、破線で示しておりますのが汚水管を埋設することに伴いまして、水道管の移設が必要となる箇所でございます。下水道汚水管の埋設延長につきましては、約６５０メートルとなっております。

次に、２３ページをごらんください。２３ページですが、これは緑８と緑１の部分でございます。先ほどと同じように、実線で示しておりますのが下水道汚水管の埋設部分で、破線で示しておりますのが汚水管を埋設することに伴いまして、ガス管の移設が必要となる箇所でございます。下水道汚水管の埋設延長につきましては、約８５０メートルとなっております。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、予算書１５５ページから１７９ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

奥野委員 先ほどの２２ページの地図の中で、新しく造成されたところは、もう布設されているかという箇所は２カ所、さいか接骨院さんのところと、もう少し上の左側の新しく造成されたところは、もう既にそれは入っているのかどうかという確認、まずそれをお願いします。

木下上下水道部下水道課長 その開発箇所につきましては、開発当時に汚水管を埋設されておりますので、あと接続の形になるものでございます。

以上です。

奥野委員 下水の関連なんですけれども、これは一般会計の方で既にもう審議されている内容なんですけれども、先週の委員会終了後、たまたま阪南市の方へ行って得た情報なんですけれども、し尿処理費の関連で、下水道整備に伴うし尿処理収集運搬業務継続助成金 1,060 万 9,000 円、委員会で承認されたわけなんですけれども、阪南市で聞くとところによりますと、全国であちこちこういう問題が起こって、判例でいろいろと、もう払わなくていいというような判例も出てるように聞いてまいりました。

それで阪南市で今度環境センターができましたので、4 業者に対して、これからはもう払わないというふうに通達されたということも聞いておりますので、担当課の方で、その全国の判例を承知されているのかどうか、ちょっと確認させてください。

白井住民部長 阪南市におきまして、新しくし尿処理場ができました。そしてし尿の海洋投棄にかかわります業者の補償の件について、いろいろ阪南市として交渉されているというのは聞いております。その中におきまして、今ご指摘がございましたとおり、合特法に基づく補償について判例もできているという情報もいただいております。この判例につきましては、原則的には法律というのがありますので、その中で補償を行うときには、その行うための根拠となる法律が必要でありまして、そして具体的に、それを補償を行う上の根拠はどうなるのかとなった場合、それについての裁判所において判断が行われておりまして、徐々に判例ができつつあるという状況でございまして、これは阪南市さんもどういう形になるかわかりませんが、補償を行う上での根拠としては、今は合特法という法律がございしますので、その法律に沿った形で、今、岬町は補償を行っておりますので、今後この法律の動向等についても、引き続き見ていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

奥野委員 今後、見ていくということでございますけれども、全国の判例は何カ所で出てるのか、そこまでは詳しく知りませんが、払わなくていいものであれば、もう払わない方がいいわけですので、かなり大きな金額、1,000 万円以上の金額が不用になれば、本当に岬町の今の財政にとっては、ありがたい情報だというふうに私も早速思ったので、意見を述べさせてもらっておるわけです。この分が浮けば、ほかで欲しいところがたくさんあると思いますので、流用できると思いますので、その辺、至急に調査して、よろしくお願いしたいというふうに要望いたします。

白井住民部長 この判例について、二、三情報を仕入れておりますけれども、これにつきましても合特法の趣旨に沿った形と若干異なる、各自治体ごとに特殊な事情もございまして、それに

基づく判例を、私たちが入手している状況でございますので、一般的には合特法の趣旨に沿った形で、府下、または全国の自治体は、そのし尿くみ取り業者について、下水道の接続に基づく業務量が減少に基づいて補償する、そういう法律の趣旨に沿った形で補償を行っているというのが実態でございますので、先ほど言いましたように各団体等の動向等を踏まえた上で、最終的には町の方も今後検討する必要があるのではないかと考えておりますけれども、今のところ、この合特法の趣旨に沿った形で補償を行っている、そういうところをご理解願いたいと考えております。

奥野委員 先ほど白井部長の答弁の中で、それぞれの特殊な事情というふうな今ご答弁あったと思うんですけど、その特殊な事情というのは、どういう事情なのか。その辺、調査した上で、また報告いただきたいと思います。

川端委員長 そしたら、また後日でよろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、ないようですので質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 そしたら反対討論どうぞ。

中原委員 特に質疑は行いませんでしたけれども、反対討論をいたします。

この１９年度の下水道事業の予算書については、１２月議会で使用料の値上げを決められたと。その中身が反映されているという格好の予算書でありまして、住民負担をふやすという格好になっておりますので、反対をいたします。

以上です。

川端委員長 次、賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論、次ないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第１１号「平成１９年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、原案のとおり

り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第 11 号は、本委員会において可決されました。

議案第 12 号「平成 19 年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 平成 19 年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算にかかります工事箇所につきまして、補足説明させていただきます。

委員会資料の 24 ページをごらんください。

この図の右下の凡例に示しておりますように、実線で示しておりますのが下水道污水管の埋設部分で、破線で示しておりますのが污水管を埋設することに伴いまして、水道管の移設が必要となる箇所、及び新たに水道管を埋設する箇所でございます。

左上の方になるんですが、四角の枠で斜め線で示しておりますのが、小島地区の污水排水処理施設でございまして、(仮称) 小島浄化センターの新設箇所でございます。当該センターは、平成 19 年度から平成 20 年までの 2 カ年の債務工事を予定しております。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

予算書は 180 ページから 199 ページです。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 先ほど資料の方でご説明いただきました。ちょっとした大がかりな事業だと思うんですが、この事業について、先日、下水道課の方で詳細にわたって丁寧にご説明いただきましたけれども、住民負担の点で 1 つ気になる点がありますので、ご質問したいと思いますが、住民の皆さんの大きな同意が得られたというご説明であったんですけども、今後の住民ですね、そのあたりについても詳細にわたって説明した上での同意であるのかどうかという点について、ひとつお答えいただきたいと思います。

川端委員長 ただいまの中原委員の質問に対して、答弁をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 この事業を始めるに当たりまして、事業の全体状況、及び使用料についても説明させていただいております。

説明の内容と申しますのは、その当時は公共下水道並みということで説明させていただいております。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 もう質疑はないようですので、これで質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、賛成ですか。

中原委員 賛成です。

川端委員長 反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら賛成討論、中原委員どうぞ。

中原委員 今ご説明いただきましたけれども、この事業については今後の事業の進捗ですとか、あと長きにわたっては住民負担について、やや心配な部分がありますが、公共下水道料金並みだということでご説明されているようですけれども、今後、膨らんでいくという可能性もはらんでいるという点では不安がありますけれども、地元の皆さんの合意が得られているということで、今回は賛成したいと思います。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第１２号「平成１９年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第１２号は、本委員会において可決されました。

議案第１３号「平成１９年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、予算書 200 ページから 230 ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 209 ページの歳入の一番初めの保険料ですけれども、これは昨年からの介護保険の保険料の大幅な値上げが反映されたものだというふうに思いますけれども、その影響について窓口の方とか、いろんな場面で考えておられることがあれば、お示しいただきたいと思います。

川端委員長 中原委員の質問に対して、担当課から説明をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 保険料のご説明の件でお答えいたします。

昨年、大阪府下で一番高い保険料を岬町が設定いたしまして苦情等、大変たくさんありました。その中で、中身についてご説明させていただき、ご理解をいただいたというふうに認識しております。いろいろ苦情等の内容も多々ありますけれども、一応納得して帰っていただいたということでございます。

以上です。

中原委員 納得されて、苦情についてはお帰りいただいているというご説明でしたけれども、私のところに入ってきている話では、この介護保険料を払わんがために生活を切り縮めて、健康を害するようなところまできているというような実態も入ってきているんですけれども、そのような切実なお訴えは、窓口では聞いておられませんか。

川端委員長 中原委員の質問に対して、答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 今のそういう話というのは、現実でございます。それで昨年ですか、税金の控除の方で普通障害控除と特別障害者控除というので、介護度によって確定申告をすれば税金の控除ができるようにいたしました。生活費について若干ですけれども、その辺の控除を受けれるというふうに実施しました。

以上です。

中原委員 今お話された中で、障害者控除とか特別障害者控除とか、今の制度で利用できるものを利用していただいて、少しでも負担を軽くという努力を行政において払われているということは、非常に高く評価したいというふうに考えておりますけれども、なかなかそれだけでは根本的な解決にはならないというふうに感じています。

減免措置なんかも実際に有効なもの、使いやすくして利用しやすいものというのは、講じられていないというふうに感じておりますので、そのあたりについては、今後も真剣に検討していただきたいと意見を述べておきたいと思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 確認というか、要望の事項になると思うんですけども、包括的支援事業の部分の中で、予算書 219 ページから 220 ページに当たるのかな。この任意事業の中で、委託料で家族介護教室とか、もろもろの部分が委託料の説明の中で金額も出てるんですけども、この部分についての成果というんですかな、こういう事業の成果は今のところどの程度出ているか、大まかな成果報告をお願いしたいんですけど。

川端委員長 ただいまの田島委員の質問に対して、担当課から答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 ただいまの任意事業の内容でございますが、これは平成 18 年度から実施いたしまして、今年度でやっと成果という形になるかと思えます。

内容ですが、家族介護教室というのはこの予算上で 21 万円、というのは社会福祉協議会の方に委託いたしまして、介護者の家族の会とかで講演したりとか、また、どこかへお話を聞きに行ったりと。介護している実際のそういう中身の話について、やっていっていただいているというものでございます。

田島委員 この事業については委託という感じで今説明いただいて、介護団体によるそういう事業ということですけども、18 年からまだ成果が出てないと。まず 1 つ、これは可能か可能でないかわかりませんが、委託の部分でも結構ですけども、町としてやはり介護に当たる身体教育ですかな、町としてできないものかということ、今ちょっと要望なりお願いするために、今その成果を聞いたんですけど。

私の調べたところによると長野県の東御市というところが、6 年前からそういう身体教育というのか、そういうことを取り入れているわけですね。簡単に言えば 1 人当たり 10 万円ほどいった部分、いろんな事業費として 10 万円いった部分が、今現在 6 年目に入っているんですけども、6 万円程度に減額されているということで、プールでリハビリしたり、いろんなことをされているんですわ。ですから、やはり真剣に介護の部分について、やっぱり財政的なものも伴いますので、町としてそういう教育部分について、もう少し力を入れて事業化できないのかと。今、長野県のパターンを言うてんですけども、そういう成果を目標として、もっと精力的に取り組む方法について、まだ 18 年に始まっている部分と、6 年前にやっている市町村で違うんですけども。

どうですか、町長、ひとつその部分についても、今後そういう施策をとっていけば、財政的に保険事業の負担を軽減すると思うんですけども、方向性としてどのように考えていますか。

石田町長 先ほど田島委員の方からありましたように、町営というか、我々行政が直接手を下す施策と、それと委託、特に社協さんの方をお願いする部分の委託、まず成果が出なくてはいけない、これが考え方のまず根本になればいけないと思いますが、そのために人件費等々を考えた場合、どちらがより安くできるか、この辺も検討しなくてはいけないと思っております。

その辺をかんがみながら、これから検討していく必要はあるかと思っておりますけども、ただ、我々ずっと職員数が減少していく、また減らさなければならない。その中で、この分野につきましては、社協さんの存在という部分は非常に私はありがたく、また、重要視していかなければならないと思っておりますので、方向性からしますと、社協さんの事業に重点を置いていくという形。ただ、これもあくまでも社協さんにすべてをお任せするんじゃないくて、我々行政の方もしっかりその辺は支援をしていくと。これは単に金銭的支援じゃなく、いろんな形で社協さんの事業に、我々も常に関心を持って携わっていくという形での支援は、続けていく必要があるかと思っております。

以上です。

田島委員 わかりました。そしたら一つ要望として、担当の方に要望しときます。

東御市の中で水中リハビリと、こういうプールでリハビリをやっている部分があるんです。その担当をされている方は身体教育の岡田部長という方、この方がそういう事業について6年目に入って、10万円要るところを6万円に軽減したということを、この前ご披露あったので、参考までに提供しときますので、またその方といろいろ連絡をとって、岬町でも、そういういいことがあったら取り入れられるよう事業化を、ひとつ要望しておきますので。

以上です。

川端委員長 要望ということで。他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田（勝）委員 この介護の関係で、要、1、2、3、4、5であるのかな。芦田部長は前に、介護で1、2、3、4、5で、5の方は一応安定してきたけど、1、2、3が多くなってきたと。このために介護の関係でも額が何してきたというけど、現在、あれからどうなってるんですかな。

芦田福祉部長 岬町の介護保険を現在使われている方は１，０００名を超えております、認定者数は１，０００名を超えてまして、ただ、大きな変化というのは、これまでは右肩上がりですけれども、ことしに入りまして、たしか５月だったと思いますけれども、１，１００人を超えてましたけれども、そこからちょっと人数は減っております。今は１，０８０人ぐらいじゃないかと思います。そういう状況から見ると、ちょっと介護者の数は、安定してきたのかなというふうに考えてます。先ほど１，０００名という数字を言いましたけれども、これは要支援者も含めての人数であります。

岬町の特徴としましては、先ほど和田（勝）委員がおっしゃられてたように、軽度の方も非常にふえてきましたけれども、もちろん重度の方で施設へ入居されている方も、全国平均からしますと非常に高いパーセンテージを示しております。そういう施設に対する給付額も、全国平均からいくと岬町は非常に高いということ。それと居宅で、さまざまなホームヘルプ等のサービスを受けられている方、この方も１人当たりの使用料といいますか、それも全国平均から比べると高いという。両方とも高いという、そういう特徴があります。

今後の岬町としての取り組みとしては、先ほど田島委員からも提起がありましたように、その介護予防事業を行っていく中で、その介護者の１人当たりの給付額を減らしていくということが１点とともに、もう一つは、介護保険の適正な使い方というのを、個別の住民さんの方に知らせていくということが、必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

川端委員長 和田（勝）委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、もう質疑、意見はないですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 それでは、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対討論ですか。

中原委員 はい。

川端委員長 どうぞ。

中原委員 この介護保険については、先ほどのご説明で一定の努力もされていると。もともと国の制度からきているものですので、市町村としては努力の限界もある中で、頑張っておられるということもよく感じておりますけれども、住民の皆さんの実態に触れたときに、とて

も賛成できるものではないというふうに判断せざるを得ません。

昨年の大幅な引き上げがあって激変緩和も、これも国の制度ですので取り入れられて、またそれが今年度、激変緩和で少し抑えられていた分が、今年度少し上がる方への影響も心配ありますし、先ほど言ったように、減免措置としても有効なものは見当たらないというふうに感じているところであります。

私のところへ訴えがある方の生活の実態を聞いておりますと、何のための介護保険なのかというふうに感じざるを得ないところがありまして、介護保険料を何とか払っていくために、1日の食事の量を減らす、買い物のお金を減らす、診察の回数を減らす、お薬の回数も減らす、外出も減らす、人とのおつき合いも減らすという格好で、とても健康を後回しにしていると。何のための介護保険なのかなというふうに感じるというのは、そういう格好でいろんなものを減らしていったら、結果的に健康を害して、介護が必要な状態に近づきかねないというふうに、直接の訴えを聞いていますと感じておりますので、そういう点で、賛成するわけにはいかないという立場であります。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

田島委員 賛成として言っておきます。

細かい部分についてはともかく、先ほど芦田部長も説明あったように、全国的に受給率が高いと、そして予算的にも高い。これはまだまだ将来に向けて、やはり検討課題があると思うんです。

まず、事業者のモラルの問題と、そして介護を受ける方の認識ですな、この部分について本当にこの事業として、公正・公平な事業運営をなされているのかと。これについては不可抗力の部分もあるんですけども、やはり担当として事業者、介護を受ける方、この部分についても本当に介護の部分について見抜く力と。やはりそういうプロセスを、もっとより以上に厳しい面で運営してもらって本当に必要な方。認定の部分についても、ひとつより一層、事業がうまくいくように、こういう介護保険会計がパンクしないように、より以上努力されることも要望いたしまして、賛成討論とします。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第 13 号「平成 19 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第 13 号は、本委員会において可決されました。

議案第 14 号「平成 19 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」を、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、予算書 231 ページから 237 ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 236 ページの一番上の項目ですけれども、居宅予防サービス計画費収入というところについて、前年度との比較で本年度は金額が減っておりますので、これはふえていくものかなあというふうに勝手に思っておりましたので、どうして減ったのかなということを、先日お聞かせいただいたところであります。

これは予防サービスの計画費が、予想してたよりも 1 件当たりの単価が低いということをご説明いただきましたけれども、この点で 1 つ私が心配しているのは、去年から新聞なんかでも「ケアマネ難民」というような大見出しを見たこともありますけれども、ケアプランを立ててくれることを事業所が引き受けないということが、去年から起こっているということなんですよ。そのあたりの手当てについて、どういうふうにしていかれるおつもりなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 ただいまの中原委員の質問に対して、答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 ただいまのご質問の今後のケアマネジメントを作成するに当たり、人員をどうするかということなんですが、今年度、19 年度の予算においても人数や臨時職員賃金をふやしております。4 月 1 日からということで、約 2 名の職員採用を考えております。今現在、ハローワーク等の方へ職種で募集をかけております。その職種については、保健師、介護福祉士、介護専門員の 3 職種の方で募集をかけております。

以上です。

中原委員 今募集をかけているということで、間に合うかどうかというのは、ここで聞いてもわからないというのが、お答えであろうかと思っておりますけれども、これも国の制度の問題で、ケアマネさん 1 人当たり 8 人までしかプランを立てれないというようなことが出てきたりと

か、単価の引き下げなんかで事業所にとっては、簡単に言うたらもうけにならないと、採算に合わない。事業所にとっては運営が成り立たないということで、いたし方ない部分もあるかと思いますが、これはもう制度上で事業所もそうですし、市町村の役場職員の皆さんをも苦しめるものだというふうに感じておりますけれども、間に合うのかどうかという点で、1つ心配があるところであります。

たくさんのサービス計画を、事業所に引き受けてもらえないという中で、役場の方で引き受けていかざるを得ない。そのことに対して臨時職員をふやして手当てをするということは、当然の措置であろうかと思いますが、そのあたりについて、利用者の皆さんに迷惑をかけないで運営していけるのかと、そのあたりについての見通しをお聞かせいただけますか。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 4月1日から間に合うよう努力はいたします。今の現体制で、利用者さんに迷惑のかからないように実施してまいりたいと思います。

以上です。

中原委員 今現在も、恐らく最大限の努力を払っておられるところかと思いますが、引き続き頑張っていただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 では、反対討論どうぞ。

中原委員 これについても職員の皆さんの努力や限界を考えますと、反対するというのも非常に悩ましいところではあるんですが、4月1日からの運営に間に合うようにということで頑張ってくださいというお話もいただきましたけれども、そうなったらそうなったでいいですか、結局これは職員の皆さんにもしわ寄せが及んで、利用者の皆さんにもしわ寄せ

せが及ぶという不安が大いにありますので、そのあたりの影響の不安がぬぐい去れませんので、反対させていただきます。

以上です。

川端委員長 次、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論はないですか。では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第14号「平成19年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第14号は、本委員会において可決されました。

議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋上下水道部水道課長 平成19年度水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。

資料につきましては、25ページに消費税等を含みました税込みベースでの前年度当初予算との比較を掲載をいたしておりますが、予算の概要を説明させていただきますことで、本資料の説明にかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

平成19年度予算につきましては、まず、収益的収支では、大口需要者の使用量の激減に加えまして、一般需要者におきましても人口の減少や節水型家電の普及等により、使用水量が低下傾向にございますことから、本年5月検針分から平均11.61%の料金改定をお願いし、その効果額として税込みベースで5,719万1,000円を見込んでおります。

また、料金改定時にお示しをさせていただきました、自己水の有効活用による府営水道の受水量管理の徹底や、定員管理及び財務規律の適正化、あるいは、マイナスシーリング等によります事務的経費の縮減などの健全化施策につきましては、全項目において盛り込み、その効果額として、税込みベースで3,670万9,000円を本予算に反映をいたしております。

しかしながら、結果といたしまして、公営事業の決算統計などの財務指標で使用されます税抜きベースの損益を計算をいたしますと、当年度純損失、普通会計で言う単年度赤字でございますが490万2,000円、当年度未処理欠損金、いわゆる累積赤字でござい

ますが4,157万9,000円を計上せざるを得ない状況となっております。

しかしながら、本年度の料金改定に伴う効果額につきましては、5月検針分からの11カ月分でございます。これを12カ月に平準化した場合は、単年度黒字を示す当年度純利益が4万9,000円となり、単年度収支といたしましては、ほぼ均衡する形となっております。

次に、資本的収支でございますが、厳しい財政状況を考慮いたしまして、主に従来の公共下水道の布設に伴います配水管の布設替工事、及び26ページに図面でお示しをいたしております箇所の石綿セメント管の更新事業の計上にとどめたことから、前年度の当初予算と比較して大幅な減少となっております。

なお、石綿セメント管の残延長につきましては、19年度末で2,270メートルになる予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

川端委員長 ありがとうございます。

それでは、予算書287ページから321ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

奥野委員 1点お聞きします。昨年の9月議会でも、水道料金改定のときにもいろいろ議論させていただいたわけですが、今回、その効果額で5,700万何がしの効果額が上がっております。それで、そのとき未収金の話もさせていただいたと思いますけれど、この予算書の中で294ページですね、そこで見ますと過年度未収金、18年度では1億209万円ですか、19年度では1億4,134万6,000円。1年で4,000万円も未収金が増えるというような格好になっております。効果額で5,000万円上がっても、未収で4,000万円ふえてるわけでございますけれど、その未収対策ですね、その辺をご説明いただきたいと思います。

古橋上下水道部水道課長 294ページに記載をいたしております資金計画の部分の過年度未収金でございますが、この部分につきましては、収納を予定している額というふうにご理解をいただきたいと思います。残る額と数値が似てますので、あれなんでございますが、収入、いわゆる現金ベースで入ってくる額を、見込みで計上しているというふうにお考えいただきたいと思います。

それと、委員ご指摘の未収金対策でございますが、未収金対策につきましては、本年1月から2月にかけて、約900件弱の督促状を発布をいたし、現在対応をいたしてお

るところでございます。これを足がかりにいたしまして、整理を進めてまいりたいと考えており、また、その中において悪質な滞納者の給水停止の措置につきましても、平成19年度中には、何とか道筋をつけてまいりたいというふうに考えております。

また、収納の施策といたしましては、口座振替納付のPR用紙を納付書と一緒に送付するなど口座振替納付の促進を図るとともに、コンビニ納付につきましても、納付の利便性の向上を図るために、平成19年度中には何とか実施をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

奥野委員 古橋課長の今の答弁で、900件の督促状を出したということでございます。その中でどれだけの回収ができたのか、件数と金額を、わかればお教えいただきたいというふうに思います。

古橋上下水道部水道課長 本年1月と2月に発布をいたしております、今、問い合わせなり、おしかりなりいろいろ受けてるところでございます、詳しい金額、件数につきましては、まだ現在ちょっと把握できてない状況でございます。

以上でございます。

奥野委員 もう1点、予算書の304ページで、ここにも未収金、流動資産の中で2億2,370万円ありますよね。これの未収というのは、今までの未収ということになるんですか。

古橋上下水道部水道課長 これが残っている金額という形になります。ただ、304ページに記載しております未収金、これが18年度でございますが、2億2,370万9,000円計上いたしております。ただ、この中には下水道関連工事に伴います負担金や、繰り越しを予定しております企業債等を含んでおりますので、水道料金の未収額といたしましては、このうち1億4,429万円という形になりまして、うち時間的に収納が不可能な3月分を除きますと、1億101万円の水道料金の実質的な未収金という形になっております。

以上でございます。

奥野委員 この未収というのを徴収するのは、大変な作業になるかと思うんですけれども、この5月から府下でもダントツの水道料金の値上げというような形にもなっております。住民さんに納得してもらうには、やはりこの未収をどれだけ徴収できるかという作業が、第一の前提にあるように思われると思います。作業的には、本当に大変なことになるかと思っておりますけれども、やはりこの辺をクリアしないことにはというふうに思いますので、担当の方でも十分に対策をよろしく願いしたいというふうに思います。これは要望です。

川端委員長 よろしいですか。ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、これで質疑は終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、賛成ね。反対はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら中原委員、賛成の方どうぞ。

中原委員 この水道事業会計予算については、本年の5月から使用料の値上がりということで、それが反映した格好となっております。昨年の議会で理事者から出された提案よりは、わずかではあっても負担が軽減されるという案が出されましたので、賛成をさせていただきましたけれども、実際に運用していく中で、負担範囲の危惧がないというわけではありませので、そのあたりについては住民さんからよく声を聞きながら、私も注意していこうかと思っているところでありますので、より一層効率的な運営に努めていただきたいということを要望いたしまして、賛成といたします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号「平成19年度岬町水道事業会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷下住民部保険年金課長 先ほど国民健康保険特別会計予算書の中におきまして、中原委員さんからの説明の中で、私、老人保健医療拠出金並びに事務費の拠出金につきまして、運営主体ということで国保連合会ということで申し上げたんですけども、実は、社会保険診療報酬支払基金の方で運営をしていただいておりますので、訂正し、おわび申し上げます。

以上でございます。

川端委員長 訂正ね、はい、わかりました。

そしたら、暫時休憩したいと思います。再開は１１時２０分です。よろしくお願いします。

(午前１１時１０分 休憩)

(午前１１時２０分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第２３号「町道路線の認定の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑、意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見はないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第２３号「町道路線の認定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第２３号は、本委員会において可決されました。

議案第３０号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

なお、本委員会の所管は、第２条、第１０条、第１３条、第１４条の４条例です。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。

それでは、質疑、意見はございませんでしょうか。

和田(勝)委員 この１３条の件で、岬町の土砂等の埋め立てのあれですけども、先日、住民から

の苦情がありました。楠木から西畑へ行く間、私らは一本松とかと言うたりするんですけども、あそこに今すぐく埋め立てというか、盛り土をしてるところがあるんですよ。その盛り土、きのう、おとといの雨で流れてきたんだと思うんですけど、すごい泥水が流れてきてます。その泥水ということで、住民の方からの苦情がありました。現在埋め立てしてるあの盛り土については、かなり高く上がってるし、どこまで上げていくのかなというような格好で私も一度見ましたが、今の埋め立てをやってるその盛り土については、大阪府の規制に基づいてしてるとちょっと聞いているんですが、この盛り土についてあとのぐらい盛っていくのか、いつまでに終わるというんですか、あそこでやってるやつ計画と言うんですか、それを一遍説明してほしいのと。

川端委員長 済みません、和田（勝）委員、今、条例についてしてるんですけども、条例には直接関係ないけども、関連としてお聞きしたいということにしましょうか。

和田（勝）委員 一応この条例の関連でということで、盛り土ということで質問いたします。

川端委員長 特に、あその西畑に行く道のことでですね。

田島委員 この分は「職員をして」という部分を「職員に」になってますな。この部分的な文言の意味合いは、どういう意味合いかということでない、条例全般のことの審議を関連してもよろしいんですけども、もう既にその条例は執行してて、今は改正の部分じゃないですか。部分的に文言の改正でしょう、13条の部分というのは。「職員にして」を「職員に」改めるということは、「職員にして」とは何ぞいや、「職員に」とは何ぞいやという議論でしょう。ええんやったら進行してください。

川端委員長 そしたら、和田（勝）委員がお聞きしたい道、それは後でまた。

和田（勝）委員 盛り土でなって、職員のあれもあるけど、一応「盛り土」というここに文言が入っているんでね。

川端委員長 ちょっと今回審議するところとは直接関係ないんですけども、和田（勝）委員がすごくそれが気になって、ちょっと次に進めないようですので、できたらちょっと担当の方から、楠木橋から渡って西畑のあその、ちょっとお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 この件につきまして、モトクロス場設置につきまして、現状を説明させていただきます。

この多奈川西畑のモトクロス場練習場につきましては、平成18年1月27日付で、町の条例、土砂等による土地の埋め立て等の事業を許可し、その後、岬町において月1回、また大阪府の産業指導課産廃室ですけども、月1回の定期に入っております。また、それ

と同時に飛び入りというんですか、その検査を、この住民生活課だけでなしに関係する課とも連携して2回、それは6月と10月に入り、指導の許可条件に適しているかどうか等につきまして検査も行って、適していない場合に関しては指示等を出して、その許可書に適正しないということで話をしております。また、それと同時に、その中身につきましては当事者との話し合いの中でもよく出るんですが、現在も工事の進行中であり、改善していくということで話をしております。

現段階においても今の進捗としましては、部分的なものでいきましたら、奥の方に関しましては約4段目まで積んでできております。それと今後としまして、また原課だけでなしに関係課と協議して第3回目の立ち入りをして、その工事内容、実績等も検査していきたいと考えております。

以上でございます。

和田（勝）委員 今度検査をいつごろかというのを、ちょっと教えてほしいのと、現在、最初に言ったように雨が降ると泥水が流れてくると。この点も仕上がるまでに、そういう泥水が流れてくるのはぐあい悪いと思うんで、その点もひとつ立ち会いのときには、その方も言っていたきたいと。

それと、今度立ち会いの検査すると言ってますが、あとのめどというのは、一体いつごろになるのかな、その埋め立てが終わるのは。そういうのがわからなんだら、一遍府にも聞いてもろてせなあかんけど。

川端委員長 和田（勝）委員、済みません。今回はちょっとあれですので、できたらまた後で委員会協議会がありますので、そこでやったらゆっくりと聞いていただけますので、その方がいいと思います。ちょっと中断して申しわけないですけども、本題に戻りたいと思いますので。

皆さん、この4つの条例の中で、この文言のところ。

田島委員 今回の改正で全般に、第2条関係の部分でちょっと確認しておきます。

これ「吏員」を「職員」という部分について、この吏員というのはどの部分か。事務吏員、技術吏員があるんですけども吏員を改める、この説明をしてほしいのと。そして10条関係も同じですわな。そして13条も「職員をして」を「職員に」、どういう意味かということ。14条も同じ。この部分について用語の説明と、改正すると権限が移行するのか、その部分について説明してくれませんか。

川端委員長 ただいまの質問に対し、古田理事お願いします。

古田総務部理事 今、田島委員のご質問について、ご説明させていただきます。

このたびの自治法の改正によりまして、「吏員」という文言が、従来の地方自治制度ですと、吏員その他の職員ということで明確に区分され、吏員に独自の権限等を個別に与えていることがございましたけれども、現状の問題といたしまして、任用勤務条件等で地方公務員制度上区別されておりませんことから、また、その他権限につきましても、現状に合致しない部分がございましたことから、法律上「吏員」という言葉が、「職員」という言葉に置きかわりました。それに伴う改正でございます。

また、「職員をして」等の言い方につきましては、法令用語上、よりわかりやすい用語に改正するために修正するものでございます。

以上です。

田島委員 そしたら、当町には吏員という職種はないということですね。職員ですね、間違いないですね。職員と呼称してよろしいんですかな。

川端委員長 答弁をお願いします。

古田総務部理事 この改正によりまして、吏員という文言がなくなります。吏員という職員は、いなくなります、職員になります。

以上です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 結構です。理解いたしました。

他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、もうこれで質疑、意見は終了したいと思います。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論は終了いたします。

続いて、採決を行います。

議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定する件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第30号のうち、事業民生委員会に付託された案

件は、本委員会において可決されました。

議案第 3 1 号「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑、意見はございませんか。

中原委員 第 3 条について、(1) 番で学識経験者とありますけども、具体的にお示しいただきたいと思います。

(2) 番に住民団体の代表ということですが、どのような団体であるのか、この 2 点についてお教えてください。

川端委員長 2 点についてね。

中原委員 はい。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 中原委員の質問にお答えいたします。

第 3 条関係の 2 項の 1、学識経験者とありますが、このごみ等に関しまして精通した人を選んでいきたいと考えております。今まででしたら大学の先生とかがありますが、精通して、それについてよくご存じの方、いろんなことを知ってる方を入れていきたい。

この 2 番目の住民団体の代表となっておりますが、ごみ等につきましては、やはり婦人の方等々とも一番よくご存じかなということも考えておりますので、各種婦人会とか、そういう団体の方等も予定しております。

以上でございます。

中原委員 今のお答えの中でごみに精通した人と、ごみ問題について精通した人ということであろうと思いますが、ごみ問題は非常に奥が深いものだと思っているんですけども、その中でいろんな立場の方がおられるわけで、どういう立場の方をお願いしようと考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから住民団体について、婦人会というお声がありましたけれども、結構かと思いますが、この審議会については、やはりごみを減らすということに照準が当てられているものだと思っております。そういう点で住民の協力が欠かせないという立場で、前向きな条例制定であるというふうには考えておるんですけども、できるだけ住民の方の理解を広げて、ごみを減量化するということに結びつけるということで言えば、例えばご

みの問題については、非常に前向きにご心配されている住民の方もたくさんおられるわけで、環境問題とかいろんなことに関心をお持ちで、まじめに本当にごみを減らして、環境を守りたいという立場の一般の方もたくさんおられると思うんですね。そういう方に加わってもらうとか、公募といいますか、そういう格好はお考えでないのでしょうか。

やはりこの審議会が本当に内容が充実して、ごみの減量に実際につながると。住民の皆さんの協力と参加が得られるということに結びつけていくために、この審議会の委員さんというものの選定も大切なことであろうと考えますので、そのあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁、部長お願いします。

白井住民部長 この審議会の立ち上げによりまして、どのような人をお願いするのかということなんですけども、一応学識経験者とか住民団体の代表など。どちらにいたしましても環境問題に造詣の深い方をお願いしたい。そしてまた関係団体、例を出して申しわけないんですが、例えば商工会だと会長さんではなくて、商工会の中でも特に環境問題に関心をお持ちの方、造詣の深い方という方というかたちで、その中でも特に環境を重視したかたちの人選をやっていきたいと考えているところでございます。

あくまでもごみ問題は、やはりごみを出す方と、それとまた処理される方、またそれに関係する団体の方が集まりませんと、議論がまとまらないと思いますので、そういう方をお願いしたいと思っております。それと、またできるだけこれは岬町の計画ですので、岬町にお住まいの方、またはお勤めの方で、関心をお持ちの方を考えたいと考えております。

それにはやはり選考の方法といたしまして、一般公募についても考えていきたいないうところでございます。そういうような内容で、委員の選考を行いたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

中原委員 具体的な運用については、まだこれから検討していく団体でもあろうかと、今のお話を聞いて思いましたので、住民の皆さんの知恵や力をくみ上げ尽くすということに、できるだけ近づけていただけるような運用を心がけていただきたいと思いますけれども。

1つお聞きしたいことで、この審議会の制定に当たって、町当局としましては一般家庭ごみの有料化を、具体的に考えているということを以前からお示しだと思います。この審議会の中では、有料化ありきという立場での話し合いが進められていくことになるのかどうかという点を、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

白井住民部長 ごみの有料化、特に一般家庭ごみから排出されますごみ収集の手数料について有料化をしたいと。この考え方につきましては、もう昨年の行革委員会の中でも、町としましてごみ問題に対する基本的な考え方という形でまとめさせていただいておりますので、この基本的な考え方をベースにいたしまして、審議会の中でご審議を願えたらありがたいなと、今のところ町の方は考えております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 結構です。

川端委員長 そしたら、他の委員の皆さん。

田島委員 中原さんと同じような質問になるんやけども、まず、この審議会条例で目的は減量化、そして適正処理に関する部分であって、まず１点目にお聞きしたいのは、１０名以内と決めた根拠、理由、この審議会の定員。いずれの審議会でも、大体似かよった組織でやっているんですけど、１０名以内に決めた理由ですな、根拠はどのようなあれで決めたんかと。そしてこの選考基準として、結局、選考、選出に当たっての物差しですな、どのような方法で選出されるんか。そして選出の責任者は、どなたがやるんか。２点だけ、ちょっとご回答をお願いします。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

白井住民部長 定員１０名以内という形で、今回お願いしておりますけれども、この審議会を設けている他団体の状況を見ますと案外多くて、２５人のところもあります、１５人とか、たくさん参画していただいて、審議していただくという団体も多くあります。

しかし、やはり審議の中で、どうしてもまとまりやすいという人数もございますし、そして、また各団体から出ていただきたいということもあります。そしてできるだけ各委員さんの中から、いろんな意見を出していただきたいということがありまして、それらを総合的に判断いたしまして、１０名以内という形にさせていただきました。

選考の行い方なんですけども、選考につきましても先ほど基本的な考え方といいますが、環境問題に関する造詣の深い方、関心の深い方を中心に行いたいなと思ひまして、また、そういう公募の方法もありますし、各種団体をお願いに上がるときにも、特にその団体の中でも環境問題に造詣の深い方を内部の方で、町の意向をお示しして、それに基づいて団体内で選考していただくと。そういうような方法も取りまして、各団体で適切な人を選考していただきまして、最終的には町長の委嘱という形で、委員については任命させて

いただきたいと考えております。

田島委員 いじわるな質問でごめんやで。実は、ごみというのは日本国内、同じようなごみが出てると違うんですな。やっぱり大阪市内、都会、そして田舎。田舎は特に魚にしても、かまぼこやったら都会の方やな、坂切れ出る。そして当町の場合は現物出て、頭が出る、骨も出る、このごみの形態から違うてくるんやね。そんなんで10名以内で本当にご審議いただけるんかなと、それ心配してるんですわ。

ということで、選考担当責任者は恐らく部長も入ると思いますので、心配ないと思いますので。ごみの質、量が違うということも、ひとつ加味していただきたいなと思います。

以上です。要望としときます。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

田島委員 いい審議会が立ち上がるように。

川端委員長 ほかに。

奥野委員 私の考えるこの条例の選定なんですけれども、家庭ごみの有料化に向けての審議会であるというふうに判断するわけなんですけれども、今までいろんな公共料金値上げのときでも、すべてこういう議会に直接の提案でもって、値上げがなされたというふうに理解するわけなんですけれども、なぜこの審議会だけ、廃棄物の減量のものだけが、なぜこういう審議会をつくってやるのか、どうも理解に苦しむわけです。

公共料金値上げのときにも、当然住民さんの声なりもそれだったら聞くべきであり、議員が住民の代表であるので、ここで決めてしまう。なぜここだけが、こういう審議会を持ってやるのか、ちょっと理解ができんところがありますので、その辺ご答弁をお願いします。

白井住民部長 なぜ審議会をつくらなければならないかというんですが、これにつきましては委員会資料の37ページをお開き願えますか、この37ページの資料でございますけれども、まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これは国が定めた法律ですけども、その第5条の7という形で、審議会を置くことができるという形で、そして必要な事項については条例で定めると。また、岬町の廃棄物の減量化及び適正化処理の推進に関する条例の19条におきましても、同様の趣旨を明記しておりまして、一般廃棄物の部分に特定した審議会を置くことができると。こういう根拠をもとにして、今回、審議会の設置をお願いしているところでございます。

奥野委員 当然この法律に基づいて設置されるのは結構かと思いますが、ここの審議会でお墨つきをいただくということになるのかと思いますけれど。

じゃあ公共料金も私は同じだと思うんです。水道一つ値上げにしても、なぜそれを上げないといけないかというのは、議会だけで今は審議してるわけですよね。その辺の整合性が、私はどうも理解に苦しむわけですから。

白井住民部長 今後、この一般廃棄物の減量に関する問題につきましては、この審議会をお願いして答申もいただくわけなんですけども、その答申した内容について、すぐに議会の方にご提案させていただくのか、それとも昨年やりましたところの行革メニューで、有料化という形で出ておりまして、行革委員会という形で審議していただいたことになるのか、今後、この審議会の答申をもって、あと議会との関係はどういう形で行っていくのかと。その辺につきましては、今後またご相談させていただきたいなと考えてございます。

以上です。

奥野委員 最後にします。部長の言われるのも十分わかります。でも私は公共料金も、何度も同じ繰り返しですけど、じゃあどうして住民さんの声を、直接聞かないのかなというふうに思います。その辺だけのことなんですけど、町長、いかがですか。

石田町長 住民さんの意見を聞く、聞かない、これは審議会を置くから、そこですべての住民さんの意見が聞けるという問題でもないでしょうし、また、もちろん議会の皆さん方が、住民さんの代表として来てるわけですから、議会の皆さんの意見を聞くことが、住民さんの意見を聞くということに、これは当然なろうと思いますし、また、私がいろんなところでいろんな会合に出て直接住民さんとお話する、これも住民さんの意見を聞くことになろうかと思います。

ただし、あくまでも私が幾ら頑張っても、いろんな会合に出てお会いする、この人数はしれております。その中で、それを聞いたから住民の皆さんの意見が、これがすべてだというのは、非常に問題も出てこようかと思いますし、そういった意味では、いろんな機会、いろんな段階で意見を聞いて吸い上げていく、こういう姿勢が大切かと思います。

その形が審議会を設けたり、あるいは議会の皆さんが議会で練っていただくという形になろうかと思いますので、住民の意見を聞くという、今委員がおっしゃられたその内容が、どれを取って住民の意見が正確に満遍なく聞けるかということ。これはいろんなケース・バイ・ケースであると思いますので、その辺は、これからもその問題、問題に応じて、一番最適な方法で住民の意見を吸い上げていく、聞くという形を、とっていきたいと思っております。

以上であります。

奥野委員 大阪府内でも、他市町でもこの公共料金値上げだけの審議会というのも多々あるように思っております。ですから、そこで別に公共料金値上げの審議会というのをつくって、じゃあそこで審議してもらえば同じような内容になろうかと思しますので、その辺、また研究していただいたらどうかというふうに思います。

以上です。

川端委員長 ちょっと確認を、奥野委員にも関連して確認させてほしいんですけども、今回のこの審議会設置というのは、あくまでも言うたらごみを減量するための推進審議会ですよね。これはごみを有料化するための審議会ではないですよね。その辺をもう一度確認してほしいんですけど。

白井住民部長 この条例、資料35ページの第2条に、この審議会におきまして、どのようなことをご審議願うのかを書いてるわけなんですけど、まず1番目にお願いしたいのは、一般廃棄物の基本方針に関する事項について、町長の諮問にとなっています。

具体的に申しますと、これは廃掃法に基づきます岬町の一般廃棄物処理基本計画とか、容器リサイクル法に基づく分別収集計画ですか、そのような町の基本計画について、まずご審議願いたいと考えております。

その中で、これは町全体の話になりますので、審議会が必要となった場合は審議会の名前におきまして、住民の皆さん方の声をお聞きするという形で、パブリックコメントの方法をとることも考えられるかと思います。それと、それ以外に次に掲げる事項という形で、分別収集とか、ごみの減量化ですか、それらについて啓発関係を予定しております。

これらのごみの減量化を行う上で一番有効なインセンティブを与えるものが、やはり有料化であるということで、これは基本的な考え方をお示ししておりますので、最終的には、これを減量化するに当たっては、有料化というのは避けて通れないんじゃないかという考え方を、これは担当課の方で持っておりますので、その中で提案させていただきたいと考えております。

以上です。

川端委員長 審議会の中で、有料化を提案するんじゃないですよね。流れの中で、言うたら審議会の委員の皆さん方も、これは有料化というのは仕方がないのかなという形になっていったとしても、審議会の中で有料化についてどう思いますかと、そういうことは審議しないですよ。

白井住民部長 先ほど言いましたように、ごみの減量化を行う手法とか基本的な計画を、まずご審

議願います。その中で、それは目標の話になりますので、目標を達成するにはどんな手法があるのかということ、引き続きご審議願うと思いますので、その手法の1つとして、有料化という手法もありますよという内容でございますので、あくまでも減量化が目的でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対討論ね、お願いします。

中原委員 この案件については、先ほどまでのお答えの中でも感じておる部分で、背景に大きく有料化ありきという立場は変わらず存在しているわけで、有料化の前にあらゆる努力をやり尽くすという立場は一切確認できませんでしたので、反対したいと思います。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論はございませんか。

奥野委員はどちらですか。

奥野委員 賛成です。

川端委員長 そしたら奥野委員。

奥野委員 こういう審議会を立ち上げていただいて、早急に内容を十分審議いただいて、一日も早い減量の対策をもっていただいて、行革のメニューに早く入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

川端委員長 続いて、反対はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、もうこれで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第31号「岬町廃棄物減量等推進審議会条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第31号は、本委員会において可決されました。

議案第３６号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 よろしいですか。ないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 討論もないようですので、討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第３６号「岬町手数料条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第３６号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は１時です。よろしくお願いいたします。

（午後０時００分 休憩）

（午後１時００分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第３７号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

田島委員 本会議場で一応説明いただいたんですけども、第3条の部分で、対象者が4歳から3歳児と。今回の対象年齢引き下げは、将来的にいつごろまで3歳児を続けるのか。そしてまた、これにかわるべき助成策の予定というか計画があるのか。まず、これをご説明願いたいと思います。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

芦田福祉部長 田島委員の質問にお答えします。

1点目の、いつごろまでこの年齢切り下げをやるのかということですが、本会議場でも言いましたけれども、今回の乳児医療制度の1歳年齢を切り下げることにつきましては、やはり子育て支援ということの重要性をかんがみ、非常に断腸の思いでやったわけなんですけれども、岬町の財政状況を見ますと、やはりこの単独分というのは、非常に大きな比重を占めるものであります。そのため、財政再建のめどがついた暁には、やはり子育て支援の重要性にかんがみまして早急に復帰する、そういう重要な案件だというふうに認識しております。

かわりの案ということなんですけども、かわりの案ということで、これにかわる事業を新たに打ち立てるということは、現在考えておりません。

ただ、これも本会議場でも申し上げましたけれども、子育て支援というのは、この乳幼児医療費の個人助成というものに限らないわけでありまして、確かに、この医療助成制度は、その手法の1つであることには違いないですけれども、例えば岬町の場合は、学童保育の延長を7時までやったりしてるわけです。さらに子育て支援センターも、昨年10月からオープンをしてまいりました。また、保健医療部門においても、4歳児健診を初め節目健診、さらに第1子の全戸訪問等をやってきたわけでありまして、それらの事業を展開するというので、岬町の子育て支援ということになるというふうに考えております。

以上です。

田島委員 単独事業については、そらシビアにいかないかんと思うんですけども、あとこれにかわるべき助成策、案というのは、今、学童保育の延長を19時までとかもろもろ説明いただいた中で、私の質問はこのぐらにとどめて、ほかの人があればしていただいて、あとまた私なりに考えを持っていますので、後ほどまた質疑、討論に入りたいと思います。ほかの方に譲ります。

川端委員長 そしたら、ほかに。

中原委員 この対象の縮小ということでありますけれども、府下で、ほかに縮小される自治体はあ

るのかということをお聞かせいただきたいと思います。

川端委員長 ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

芦田福祉部長 現在のところ岬町のように、1歳年齢を切り下げるとかいう動きはありません。

中原委員 この乳幼児医療制度については、助成に関してはもうよくご存じだとは思いますが、全国的には乳幼児という言い方はもうしなくなってきている、子供医療費という表現に一般的に市なんかではなっているほど、乳幼児という枠を外して子供、就学前ですとか、そういうふうに広がっているというのが全国的な流れであるのは、よくご存じのところかと思います。小学校3年生までというように、栃木県なんかはそういうふうになっていますし、小学校入学前までというところが非常に全国的に広がっています。

大阪府下におきましても、昨年度の時点で規模を拡大している自治体もありますし、この規模を縮小するというのは、子育て支援に努力していないとは言いませんけれども、やはり子育て支援の観点、それからこの全国的な流れですね、そういうところに大きく逆行していると言わざるを得ないと思いますけれども、そこについてお考えがあれば、お聞かせください。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 先ほどの答弁をちょっと補足したいと思うんですけども、最近、ここ1、2年については、切り下げをしているところはありませんけれども、それ以前に市レベルでは、年齢を縮めたところはあるというふうに聞いております。

ただ、そういう市も、確かに去年も具体的に3市ほど年齢を切り上げるという動きがありましたし、平成19年度以降についても近隣でそういう動きがあるということは、確かに情報として把握しているところであります。

先ほど答弁しましたように、この乳幼児医療費助成制度だけを取っていただくと、確かに年齢として切り下げてるということになると思います。実際問題としまして、この3歳未満ということになりますと、恐らく平成19年7月現在になりますと、大阪府で6市町村になると思います。ほかのところは4歳児なり5歳児なり、就学前までという制度になることは確かなんですけども、これは市町村の子育て支援が、どういう方法でやるのかということについては、それぞれの市の財政状況なり市の特徴を生かした、そういう制度というものをそれぞれ研究し、やっているところではないかと思います。

一律にこの乳幼児医療費が、他市町村が上げてるからとか、中学生までやってる大都市、東京都あたりでは、そういう動きもあるというふうに聞いておりますけれども、それはそ

れで各市町村が独自で考えて、実行しているところであろうというふうに考えております。

岬町の場合も確かにこの個人給付事業というものが、どんどん年齢を拡大していくという、そういう構想をもちろん担当課レベルでは、去年、おとしあたりから研究していたところでありますけれども、現在の岬町の構造的な赤字を、どのように解消していくのかということが一番重要課題となって、それに向けて今全庁的に取り組んでいる状況の中では、この単独事業費の分というのは、一時的にはちょっと削減せざるを得ないのかなというふうに考えているところです。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

田島委員 この乳幼児医療費負担割合の改正と、このタイトルがそういう部分で4歳から3歳に切り下げと。私、間違ってるかわからんけども、私の理解してるところでは、将来というか、平成20年度からになるんかもわからんけども、医療費の改革の部分で、2割負担の対象が6歳までに拡大されると、そういうような計画なりがあると聞き及んでいるんやけども、その点を確認したいんですけども。

医療費改革制度で、平成20年ごろからそれが実施されれば、この乳幼児負担割合の改正案と、その後の部分の案とでは整合性ができてくるんじゃないかと。ということは6歳まで、就学前まで拡大されれば、この部分やったら2割というとならえ方をしているのか、その点についてちょっとご説明願いたいんですけど。

川端委員長 答弁をお願いします。

芦田福祉部長 田島委員がおっしゃられた医療制度の改革の件ですけれども、これは現在病院に行きまして、そして個人が窓口で支払う料金というのは、通常、僕らですと3割負担というふうに言われているものです。

この3割負担というのは、現在の制度のもとでは3歳から69歳までが、3割を負担するというようになっております。70歳を超えますと1割、または所得によって3割ということになっています。3歳未満については、2割ということになっておりまして、これが平成20年度になりますと、この2割負担が就学前まで拡大されるということで、3歳から6歳までの子供さんについては、今まで3割だったけれども、平成20年度からは2割負担になるということで、医療費の負担がそれだけ、単純に言えば3分の2に減額されるということでもあります。

ちょっとこれも試算してみました。それで田島委員の質問は、多分それでペイするんじゃないかというような考え方だと思いますけれども、結論から言うと、単純にペイしないということなんですけれども。岬町の平成18年9月の医療費をちょっと調べてみましたところ、94人の方が診療を受けまして、診療日133日ということで、自己負担が3歳児だけで、3割負担で約18万円合計で負担をしていただいているというところであります。ということは、診療1日当たりの平均でいきますと、これを94で割りますと約1,350円程度負担しているということになります。94人に対して、診療日が133件ですので、1件当たりで平均を見ますと、大体病院に1.4日ぐらい通っているということになりますので、この1.4日当たりでいきますと、約1,900円ぐらい負担をしているということになります。

この1,900円の負担で、現在はどういう実際の負担になっているかと言いますと、1日負担が500円で、月2日までは500円負担ということですので、これを単純に500円×1.4倍すると、700円ぐらいの負担で病院にかかれるということなんですけれども、平成20年度の2割負担、町の助成がなくなった場合につきましては、これは単純に1,900円が3分の2になるということで1,270円程度。ですから今の700円の負担から、1,270円程度に上がるということになります。

以上です。

田島委員 大変難しい引き算で、僕の頭では理解しかねるけども、今の説明で平成20年度から医療費改革の部分について今説明受けたら、今回出された乳幼児の医療費の割合の改正、4歳から3歳の部分について、どうも今の説明では来年度からでは6歳までの就学の対象が2割ということで、そしたら来年度の部分については若干、子供さんを持つ親御さんは助かるんじゃないかという考えを持っているんですけども。

結局極端に言えば、1万円の診察で従来は3割負担で3,000円と、そういう計算になってくるので、今出されたこの条例案について、もう来年度に迫っている部分の4歳から3歳という部分を、どう当委員会で整理すべきか。そしてもう迫った来年、平成20年度からの改正の部分をどうとらまえていくか。

まだ質疑中で悪いんですけど、ほかの委員さんからも意見聞いていただいたらよろしいんやけども、今、僕の意見を言うてよろしいか、質疑と意見とまぜて。委員長、どんなんですか。討論の場でよろしいですか。

川端委員長 意見でしたら、言っていただいたらいいかと思います。

田島委員 それで今質疑の中で、大体全体像が見えてきたんですけども、この付託された乳幼児の医療費の負担の部分の改正。これは当然、財政事情の位置からながめて考えたら、やはりそら当然協力して町のために改正すべきやなと思うけど、ただ、今度は保護者の方から考えて、大事な子供さんを生育するにはやっぱり３歳に下げられるより４歳にやっていただいた方が、今の若いご夫婦は社会情勢が悪い中で医療費というのは大変こたえる。これをどうやっててんびんにかけようかと、それを選択してるわけですね、我々は。

ですから、僕としたらやっぱりこういうような住民にかかわる大事な問題、そして町にとっては財政に本当に、たかが３８０万円ぐらいでしたかな、その部分についての財政を立てないかんという考えからとらまえたなら、きょうこの短い時間でどう判断したらいいのかなと。僕の考えでは、時間がどうも足らんような気がしますのでね。施行については、７月１日付の施行を目的としていると。この４月の現在で、施行日というのは周知徹底も踏まえてせないかんのやけども。

できたら無責任なようやけども、財政事情と、そして住民の若いご夫婦の大変な生活苦の中で、賛成・反対というのは僕は大変苦しい立場で、できたら委員長、ちょっと継続的に審議の機会を与えてほしいなと思っているんですわ。平成２０年度の医療費改正制度の中身をもっと勉強したい。そして財政の方も、もう一度当初予算の部分についても検討していきたいと。そういう考えを持っていますので、僕としたら質疑させてもろて、ちょっと意見も言わしてもろてありがたいんですけども、僕の考えとしたら、この部分については会期中に即答というのは僕は避けたいので、僕の一意見として委員会に投げかけさせていただきます、この部分について。継続的に、次期会期において本当に時間をいただいて、次の会期には本当に答えを出したいという考えを持っております。

川端委員長 そしたら済みません、田島委員、ちょっと確認させていただきたいんですけども、田島委員のご意見としては、閉会中の継続審査にもっていききたいというふうに。

田島委員 そうですね。閉会中の調査というんですかな、それが可能であれば閉会中というても、次期会期までに審議していただいてもよろしいし、また、次期会期までに個々勉強しといて、無責任な話ですよ、選挙も挟んでますけども、次の会期でこの部分について審議して、採決をとっていただいたらありがたいなと、かように思いますので。

川端委員長 次期会期ということは、一応予定される６月ということですね。

田島委員 そうですね、継続。

川端委員長 継続にね、閉会中の継続にというご意見ですね。

田島委員 でないと、このままほっといたら廃案になってしまいますので、できたら委員会として継続を踏まえて、次の会期にご審議していただくということ。

川端委員長 田島委員、このまま置いといたら廃案で、今まだ採決とってないの。

田島委員 将来的にね、前へ進んで今言うてるんですよ。

川端委員長 採決とってないの、これ皆さんは賛成なされるか、反対なされるか、ちょっとまだその辺はわからないんですけども。

ほかの方のご意見をお尋ねしたいと思います。

反保副委員長 田島さんのご意見も聞かせていただきましたけど、やはり私も町長の返答も聞きながら自分で決めていきたいと思うんですけども。

今助役さんが今回は副町長になるという、トップマネジメントの強化というのが条例に出てきてるわけですけど、町長、副町長を含めて理事者の方々がそろっている中で、今回のこの条例の4歳から3歳という内容で、果たして岬町は、どれだけ金額を捻出するのか。大体300万円、400万円という金額を聞いているわけですけど、この300万円、400万円という金額だったら、こういった3,000万円、4,000万円と違って、300万円、400万円の金額やったら、探し出していけば、どこからでもそういう金額は出てくるんじゃないんだろうかというふうに思われるわけです。

私も今はここで質問されてますけど、また家へ帰れば同じような返答を、やはり応援していただいている方に対して、正確な答えを出さんとあかん立場でいてるわけですけど、やはり納得した回答というんですか、いただきたいと思っておりますが、予算上はどないしても、この金額は出てこないもんなんですか。まず、その辺をお聞きしたいです。

石田町長 今、反保委員の方から300万円、400万円というふうなご発言がございました。確かに私も今この立場になるまで、今回でも149億8,541万円、一般会計、特別会計、企業会計すべて合わせば、これだけのお金を動かしている中で、300万円、400万円ぐらい、どこからでも出てくるやないかという気持ちでもありましたのも事実です。確かに不用額がいろんな形で、始末をして出てくるのも、これもまた事実でございます。

ただ、この19年度の当初予算を組む中では、例えば全体から言いますと道路維持費、この辺もわずか500万円しか取れてない。また、予備費も少なくしか取れてないという形で、本当に厳しい中で1,000円単位で、もちろん原課の方からは積み重ねで予算が出てくるわけです。これであっても400万円という金額は、大変大きな金額でございます。なおかつ20年度を目指した場合には、よく答弁させてもらいましたけども、まだ2

億円これから削っていかなければ、歳入に見合った歳出は組めない。その中では、単独事業で400万円というのは非常に大きな金額でございますし、さらにこういった事業、あと50の事業を、まだ見直しをしていかなければ20年度の予算は組めない状況でございます。

その中で今回いろんな審議の中で、各議員の皆さん方から貴重なご意見もいただきまして、まだまだ精査するところが20年度に向けてあろうかと思えますけれども、まずそれも2億円という金額をこれから捻出するには、非常に大きな努力が要ります。その中で、この19年度の400万円というのは、今回この単独事業を見直さなければ19年度予算は組めないという状況でございますので、ご理解賜りたいと思います。

反保副委員長 今の答弁を聞いてましたら、どうにもならないというような状況が見えてくるわけですけど、この条例改正によって岬町から大阪府に対して、何らかのものはそれに発生やってるわけですか、補てんがあるとか。

石田町長 そういったことではなく、逆にそんなにプレッシャーを我々が感じるか、感じないかの問題ではあるんですけど、この乳幼児医療の助成の問題につきましては、現在のところ大阪府の自治体の方で3歳まで助成している、2分の1の助成ですよね。これにつきましては岬町の方、府は3歳までしか助成してないのに、単独でまだまだやれるだけの余裕があるねというような暗にプレッシャーは、我々からすると感じます。

ですから、今、非常に単独事業というところに見直しを進めているのは、そういった理由もございまして、これを大阪府からどうのこうのというよりも、とにかく大阪府は3歳しかないというところで、我々が単独事業で、さらにそれを上回る助成をする余裕が、現在のところなかったというのが現状でございます。

以上です。

反保副委員長 今まで国にはなかったこの少子高齢化対策大臣という、そういう登場される時代になっていきますけど、やはりそこから考えていった場合は、もう全くやろうとしていることはあくまで逆行やと、そういうように感じるんですけど。

もう一度繰り返しですけど予算上、どないしてもそれは捻出できないのかというのを、もう1回だけ、ちょっとただしたいと思います。どこからも、もうこれは不可能なものかどうか。

石田町長 19年度の当初予算を組む段階では、捻出の方法はございませんでした。

以上でございます。

反保副委員長 私の個人的な意見といたしましては、4歳から3歳じゃなしに、やはり5歳、6歳と、まだ逆の方を思っている立場でありながら、こういう4歳から3歳という逆の方向に検討せよと、そして返事をせよと、この委員会で採決せよと、そういうふうな立場の場合、やはりこれは小さな問題でなしに、大きな問題のように自分でも。

先ほど田島委員が言うてはりましたけど、私はまた違う意味かもわからへんけど、やはりもっともっと慎重に議論していかへんかったら、やはり若い人というか、将来を担うような方々をつくっていくというのが、政治ではないんかなというふうに自分では思っているわけですけど、やはり町も一生懸命そういった若い人を育成、つくっていきながら、やはり立派な町を担っていただく方を、つくり上げていくという大きな役目であるとは思っているんですけど。

やはりそういう面から見ていった場合、今即これが正しいんか、正しくないかと、答えを出せと言われても、自分としては困る立場に入ってしまうように思えてならないんですけど、ちょっとの間、考えます。

川端委員長 反保委員、よろしいですか。

反保副委員長 はい。

川端委員長 ほかに委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。そしたら、質疑は終了していいんですね。

和田（勝）委員 私もいろいろ今説明聞いて、この条例どおりいってもええん違うかなと思うんですけど、やっぱり住民のことをいろいろ考えますと、継続審議にしたらいいなと私は思っています。

川端委員長 そしたらもうよろしいですか、質疑、意見はよろしいですか。一応これで質疑を終了します。

質疑を終了して、先ほど田島委員の方から継続審査を求める意見がありました。また今、和田（勝）委員からもありました。まず最初に、この議案第37号を継続審査をするかどうかについても採決をとりたいと思います。

議案第37号を、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第37号は、継続審査と決定しました。

中原委員 ちょっとルールの問題で、わからないことがあるんですけども、継続審査ということで、この同じ議案が、次の議会に諮られるということだと思うんですけども、次の議会

ということは6月なんですよ、先ほどおっしゃっておられますように。

川端委員長 でも一応委員会としては、継続審査ということになったんですけど、議場で一応委員長報告としては、委員会としては継続審査となりましたという報告はさせていただきますけども、また本会議場できちっと採決が出ます。本会議場で継続審査が決定されるかどうか、それはわかりません。

中原委員 引き続いてお聞きしてもいいですか。もし継続審査ということで、本会議場で決まるとすればの話ですけれども、そうすると6月の議会に、もう一度諮られるということになるわけですよ。改選後でありますけれども、審議する側のメンバーが変わるということは、可能性として大いにあるわけで、それでも継続審査と言えるのでしょうか。ちょっとそこルール上のことで、よくわからないんです。

川端委員長 暫時休憩したいと思いますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 そしたら、暫時休憩いたします。

（午後1時30分 休憩）

（午後1時35分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほどの中原委員からの継続審査についての質問がございました。この閉会中のことについてございましたけども、それについてちょっと事務局の方から報告させていただきますので、お願いします。

辻下議会事務局長 運営の部分につきましては書かれておりますのは、委員の任期満了に伴い改選があっても、継続審議事件は消滅しないということがうたわれておりますので、これは続行ということでございます。

以上でございます。

川端委員長 議案第38号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

中原委員 この法律が変わるといふか、そういうことで結核予防法というところが、感染症の予防及びという長い法律名に変わっているわけなんですけれども、このことで医療費の助成の対象者はどうなるのか。ふえるのか、減るのか、変わらないのか、これまで対象者だった人が外れるというようなことはないのか、そのあたりについてお聞かせください。

川端委員長 ただいまの質問に対して答弁をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 結核予防法というものが、この新しい感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の中に含まれますので、現在対象とされている方につきましても、この法律で庇護されるというような内容でございます。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 じゃあ他の委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 なければ、本件に対する委員の質疑は、これで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論はないようですので、討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第38号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第38号は、本委員会において可決されました。

議案第39号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、質疑、意見はございませんか。

中原委員 この16条のところで賦課限度額について、本会議で10年間53万円ということで、上限額を据え置きしてきたということをご説明されておりましたけれども、今回それを5

6万円に上げると。これは国からこのようにしなさいよというふうに言われていることを、そのままきれいに具体化されたなというふうに思っておるわけなんですけれども、今回この上限を上げるということで考え方なんですけれども、上限を上げるということは、高所得の方により多く負担をしていただいて、そのことで低所得の方の負担を軽くしようというお考えなのかなというふうに想像するわけなんですけれども、そういうことで、この負担の限度額を上げるということになっているんでしょうか。そのあたりについて、お考えをお聞かせください。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 そのとおりでございます。

中原委員 そのお考えですと、低所得者に対する配慮という点で評価もできようかと思えますし、国民健康保険料をなるべく上げないよというところで、かねてから努力を重ねておられるということも感じているわけなんです。ですが、今現在の国保料を考えたときに、高所得の方に負担してもらおうとしても、この高所得の方が、あり余っているお金があるような高所得では、ないんじゃないかなというふうに感じているんです。高所得という範囲に入られてる家庭でも、負担の限度を超えるほどの国保料になっているのが、実態ではないかというふうに感じているんですけれども、そこについてお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 現在この53万円を、今回56万円に引き上げる状況の中で、岬町における国保の人数でございますが、53万円以上という該当者につきましては、現在のところ95人おられます。それで56万円になった場合には、どういう割合になりますかと言いますと7人ほどで、現在の国保におきましての上下関係ですけども、そう影響ないものと考えております。

以上でございます。

中原委員 そう影響ないと。数からいきますと95人、今53万円以上のランクで負担していただいているところのうちの7人が、負担がふえるということだったと思いますけれども、岬町の国保会計は、基金の取り崩しもされながら値上げしないよというところで、努力されているというふうには感じておりますけれども、この53万円以上とか56万円とかいう枠に入ってくる方でも、非常に重い負担であることには変わりないというふうに感じておりますので、基金をもっと取り崩して、国保料全体を下げるべきではないかというふう

に考えているわけなんです。そのあたりについては、いかがでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 先ほど95人と言いましたんですけれども、7人もそうなんですけれども、世帯でお願いできますか。95世帯と7世帯でございます。

それと保険料につきましては原課におきましても、従来から国保料を抑えるための努力、また基金からの取り崩し等で対応しているのが現状でございます。よって、19年度におきましても、できる限りそれを踏襲したいと考えておりますが、当初予算におきましても保険料につきましては2.6%の増というような内容でございますので、その辺は十分精査しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、もう質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対討論どうぞ。

中原委員 日ごろから国保の方では、国保料せり上げないようにと、医療費もなるべく抑えられるようにと、いろいろな事業面でずとか努力されているのは重々承知ですけれども、住民の皆さんの実態としては、高所得という範囲の中に入る方にとっても、もう負担の限度を超えているというのが、実態であるというふうに私は感じております。

先ほどお話がありましたけれども、本年度も2.6%の増になるということで、もっと大幅に国保料の基金を取り崩して、負担を軽くするという方向で努力するべきではないかと考えますので、この案については反対をさせていただきます。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 もう反対討論はいいですか。では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第39号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可

決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第39号は、本委員会において可決されました。

議案第40号「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 それでは、海釣り公園の利用料金の設定についての考え方を説明させていただきます。

お手元の資料49ページをご参照願います。

本町では、使用料、手数料の設定に関する基本方針を定め、使用料及び手数料の設定につきましては、適正な受益者負担を求めるためコスト算定を行い、利用者に必要な経費を負担していただくこととしております。海釣り公園の想定される必要経費と利用者予測をもとにコスト算定を行うとともに、他の海釣り公園の利用料金も参考として、今回、利用にかかる料金を設定させていただいたところでございます。

海釣り公園のコストシミュレーションといたしまして、まず、利用料金をケース1からケース3の3つのパターンを想定いたしまして、次に、入園者予測に基づき、それぞれの収入予測を行っております。

次に、想定維持経費でございますが、経費想定には海釣り施設のみを想定し、売店にかかる経費につきましては売店の内容、例えば冷蔵庫や冷凍庫を設置するような売店を行うことになれば、当然、電気代等が高くなるなどによって経費が大きく変動し、また、その必要な経費につきましては売り上げで賄うことになるため、維持経費の算定からは除外しております。

維持経費の算定に当たりましては、類似施設である海南市下津の施設の経費を参考として、人件費、光熱水費、修繕料、整備費を約1.5倍、管理委託費、これは浄化槽の清掃点検、消防、電気設備の点検などの業務でございますが、これについては設計業者に必要となる経費を算出させるとともに、町内の類似規模の施設の管理委託費も比較して、試算を行ったところでございます。

基金の積み立て等につきましては、町に繰り入れられる経費でございますが、募集要項で定める施設整備負担金と利用料金の10%相当額を試算しております。

施設整備負担金につきましては、将来の大規模改修に備え町に繰り入れ積み立てるものでございますが、500万円として募集要項で定めております。

大規模改修につきましては、将来想定される経費を試算し、必要と考えられる負担金を算出しておりますが、まず、内容といたしましては塗装経費がございます。

塗装につきましては、釣りデッキの上部、いわゆる展望デッキの部分でございますが、この塗装につきましては、重防食塗装という塗装方法が用いられておりまして、一般の塗装よりもさびにくい塗装が行われております。この部分については、おおむね15年ごとに実施し、1回の塗装経費として約2,000万円。

連絡橋、交流センターから府道をまたいで展望デッキへ向かう箇所でございますが、この箇所については亜鉛メッキを施しておりますので、30年ごとに塗装を実施し、1回の塗装経費として約8,000万円。

海面部につきましては、電気防食という特殊なさび防止対策を施しており、これにつきましては50年ごとに実施し、1回の経費として約8,000万円の経費を試算しております。

塗装の周期につきましては、引き渡しを受けました施工図書から塗装の内容を確認し、標準的な塗装周期から必要な周期を算定したものでございます。

そのほか交流センターなどにかかる大規模修繕を15年ごとに考え、1回の経費を約1,500万円と試算しております。

今後50年間で必要となる経費につきましては、約2億5,000万円と試算しており、毎年度500万円を積み立てることにより、必要な経費を準備することができる試算となっております。

なお、小修繕や日常的な維持管理につきましては指定管理者が行うこととし、町が実施する修繕を大規模修繕に限定して、経費の抑制を図る考えでございます。

これらから想定される維持経費は、年間約2,480万円となり、必要経費を賄うことができる料金収入は、(2)の収入予測の表の網掛けの範囲となります。下津の昨年の入場者数が1万8,009人であったことから、最低予測を1万8,000人として、収支が均衡する大人1,500円、小人750円を、条例で定める金額として設定したものでございます。

なお、本議会の中でも説明させていただきましたが、利用料金につきましては、地方自治法第244条の2第9項で、条例の定めるところにより、指定管理者が当該自治体の承認を得て定めることと規定されており、この場合の条例で定めることとは、利用料金の金額の範囲、算定方法等の基本的な枠組みを定めることとされております。

自治法の規定を受け、岬町海釣り公園条例第7条第3項では、利用料金は指定管理者が別表で掲げる範囲内で、町長の承認を得て定めるものと規定しております。

今回、条例で定める額は、利用料金の上限額を定めるものであり、指定管理者は売店等施設全体の収益、近隣の施設の状況も総合的に判断して、利用料金を決定することになると考えております。なお、利用料金が定められましたら、改めて議会に報告をさせていただきます。

また、近隣の棧橋形式の海釣り公園の利用料金をまとめたのが、(3)の表でございます。海南市下津では、大人1,050円、小人525円、時間制をとっておる神戸市須磨では、6時間換算で大人1,800円、小人1,040円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

反保副委員長 海釣り公園条例ということで、私は海釣り公園の方には賛同している一人でございますが、やはりそこでものすごいのはやって、予定人数の1万8,000人よりもっともっと広く入場者がふえれば、町の方の財政の方も入ってくるということで、はやらすように行政の方も我々の方も、住民一丸となつてはやるような場所になってほしいというのが思いなんですけど。

1つだけここで聞きしときたいのは、いい方ばかりでなしに各いろんな場所で、計画倒れというのが非常に各地で起こってきておりますが、この海釣り公園の方も万が一、思いとは逆に破綻してしまったという場合は、町の方からはどういう補てんが出るのか。あるいは、もう指定管理者が悪いんだということで、町からは一切救済がないものか、その辺だけ確認しときたいんですけど。

川端委員長 ただいまの反保委員の質問に対して、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 今回の海釣り公園につきましては、海釣り公園の管理運営に対しましては、指定管理者が行うことといたしております、必要な経費につきましては利用料金、売店等の収入で賄っていただき、町から委託料の支払いは行わないという考え方でおります。

この海釣り公園につきましては、道の駅という付加的な価値も加算しておるということからも、十分採算性が取れる施設であるというふうに考えております。

また、指定管理者におきまして、この施設がはやるようにいろいろと努力をしていた

だくとともに、町としても、必要なサポートはさせていただきたいと考えております。

以上です。

反保副委員長 順調に運営されていった場合は、そうになっていくんでしょうけど、万が一、せっかく町を挙げて応援をしながら、運悪く経営不振になったという、そういう破綻を起こした場合、町からバックアップをされるのか、経費を出してまで助けに行くのか。あるいは、もうその時点で打ち切るのか、その辺だけをちょっとただしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 基本的には、この施設につきましては、町からの経費の持ち出しはしないという考え方でありますので、赤字ということから、町が直ちに赤字補てんをするという考え方はございません。

ただ、町への繰入額につきましては、施設負担金500万円と、利用料金の10%ということで規定をしております。この町への繰入額につきましては、経営状況より協議をする内容になるかというふうには思いますが、基本的には、現時点としては、町からこの施設に対して持ち出しを行うという考え方はございません。

以上です。

川端委員長 反保委員、よろしいですか。

反保副委員長 はい。

和田（勝）委員 この海釣り料金ですが、これほかのところ書いてるのは、高いのは神戸市の1,800円、福岡の1,500円かな。前からお話を聞いてたんは、一応1,000円ぐらいということで聞いてましたが、今度1,500円。このケースが3まであって、1,000円から1,500円まで3ケースになってますが、一応こちらに書いてますのは1,500円と小人が750円。あそこで1,500円も取ったら、入ってくれるのかなとちょっと思うんですけどね、小人が750円。

これは指定管理者に渡すときの額で、指定管理者が幾らにするか、まだわからないとかというような説明を、本会議でちょっと聞いたように思うんですけど。指定管理者としても、できるだけ余計に取りたいとなってしまうんですわ。そやから、これがもし町で一応1,500円というあれを決定すると、1,500円の料金になってしまうんじゃないかと。

そういうようになると、隣でちょっと陸で釣りゃ、ただで釣れるし、1,500円も要るというたら、やっぱり入場者がちょっと少なくなるんじゃないかなと思うんですけど。

これはやはり指定管理者に、この金額が町ではということを示すために書いているんで

す。これはほかの地区のを見ても、一応１，０００円台ぐらいが多いんですが、なぜこれは１，５００円。理由はちょっと言ったと思うんですけど、私はこれは１，５００円じゃちょっと入りにくいと思うんですけど、この点について一応考え方を聞きたいのと。

指定管理者は、今現在まだ決まってないと思ってるんですが、ちょっと指定管理者はどこにするかという、何か想定というのか、目標というのか。あるところで聞くと、どこそこがするんやというような、ちょっと話を聞いたりしてるんですけど、一遍その点もわかってたら。２点、済みませんが頼みます。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 まず、１点目の利用料金の件でございますが、先ほどの説明の中でも述べさせていただいたところですが、今回、条例で定める額につきましては、利用料金の上限額を定めるものでございますので、指定管理者につきましては、先ほど近隣の施設の状況等のお話がありましたけども、採算性も踏まえながら、近隣の施設の状況も総合的に判断して、この１，５００円の上限の中で、指定管理者が独自に料金を設定する形になりますので、この１，５００円が直ちにあの施設の利用料金となるものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

２点目の指定管理者の募集についてでございますが、本件につきましては後ほどの事業民生委員会協議会の方で、ご報告をさせていただく内容となっておりますが、指定管理者につきましては、公募により募集を行う予定といたしております。その公募の内容等につきましては、本日の資料の別紙の４の方につけさせていただいておりますので、この件につきましては、また改めてご説明をさせていただきますが、どこの業者に決めているというのではなくて、公募形式で指定管理者の方を募集する予定をしております。

以上です。

和田（勝）委員 １点目の１，５００円が上限と言うてますから、上にもなるというのがあるんかわかりませんが、普通でいうたら１，０００円ぐらいが適当やと私は思うんですけど、そういう行政の方の決めた額１，５００円とあってますから、一応やってもろても結構ですけど１，５００円に入るかなと、私は１，０００円でどうですかと言いたいんですけど、どうですか。１，５００円で決めて、西君、入るという何かもうちょっと、指定管理者に任すんだというんじゃないしに、何かあるんですか。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 今回の１，５００円の試算というのは、行政の方で必要な経費を試算して、コストという考え方で算出したものでございます。

この海釣り施設につきましては、あわせまして道の駅等の売店等も設置される予定となっております。当然、その売店等から上がる売り上げ、そういうのも期待されるところでございますので、指定管理者につきましては、それらの収入をトータル的に判断して、利用料金を設定する形になると思います。ですので1,500円というのは、今後その指定管理者がどのように判断するかということでございますが、恐らく下津が1,050円という料金設定をしている中で、直ちにこの額が、指定管理者が利用料金を設定する額にはならないであろうというふうに考えております。

指定管理者が行うということは、一つは行政でやれば、どうしても経費が高くなるというところを、指定管理者が独自のノウハウを使うことによって、その経費を抑えるというのが大きなメリットの1つでございます。そういう経費の抑制を図っていただくことによって利用料金を抑え、そして収益を上げていただくということで、この施設全体として黒字運営をしていただけるように、頑張りたいと考えております。

川端委員長 和田（勝）委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 もうええわ。

奥野委員 済みません、1点お教えいただきたいと思います。

これは当然、指定管理者の方でまた決められることかと思うんですけども、利用時間ですね、そのあたりはどういうふうになっていますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 利用時間、それから開園日でございますが、これにつきましては、条例の中で、規則で定める案件となっております。ただ、この内容につきましては、当然、指定管理者の考え方もございますので、指定管理者から利用時間、利用日時ですね、これについては提案をいただいた上で、定めたいと考えております。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 よろしいです。

中原委員 資料の49ページの大きい2番のところで、利用料金一覧を提示していただいているわけなんですけれども、この中で採算がとれているところと、とれていないところというのを、お示しいただきたいと思います。

それから以前この委員会の中で、空港対策の委員会の中でお聞きしていた範囲では、利用料は1,000円ぐらいで、2万人ぐらい入ればというふうに聞いたか、ちょっと記憶が定かではないんですけども、採算がとれるというようなご説明をされていたと思うん

ですけれども、49ページの大きな1番の(2)のケース1、2、3にわたって試算されておりますけれども、以前の説明とは少し食い違うように感じるんですけれども、そのあたりで以前の発言から何か変化があったのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点、この金額については上限額を決めておくと。1,500円より高くしたらだめですよということを決めてるだけで、あとは指定管理者が幾らにするかわかりませんと。先ほどの西課長のお答えの中では、1,000円ぐらいからいくんと違うかなという話もありましたけれども、そこはあくまでも可能性の話でありまして、それをこの場で「かな」ということで、発言されても困るわけなんですけれども、ちょっと聞いておりまして、これは上限が1,500円で、あとは指定管理者が考えると。それを町長が認定するということなんで、指定管理者に押しつけるというか、幾らにするかは指定管理者の判断だというような感じの、無責任な感じの印象を先ほどの発言で受けたということはいさし意見として、感想として、ちょっと一言申し上げておきたいなというふうに思いました。

それから、ちょっと後で協議会があるんですか、

川端委員長 委員会終了後、委員会協議会があります。

中原委員 そこでもしかしたらお聞きした方がいいことかもしれないんですけども、ちょっとあともう1点。先ほど反保委員が、赤字になったらどうするのかという質問をされておりました、町からは経費の持ち出しはしないと、これは以前からおっしゃっておられたことなんですけれども、この点について住民の皆さんから不安の声を一部でお聞きしておりまして、もし赤字になった場合に、まだ指定管理者は決まっていない時点ですけれども、指定管理者の中で候補に挙がっているというか、手を挙げようかというふうになっている団体の中で、住民が主体になっている団体が、あるということをお聞きしているわけです。もし赤字になったら、住民が主体になっている団体で、その赤字を埋めるのかと。そしたら自分たちが、赤字を直接かぶるのかというようなことで、非常に不安を感じておられる複数のお訴えを聞いているわけなんです。

この点については、私の考え方としては、そういった不安を住民に感じさせるような事業であるというふうに考えております。採算がとれるというふうに考えられないので、その負担は町が負担をしないと。それはそれでいいんですけども、そしたら赤字の補てんは、自分らがするんかというようなことで、そうなっても困るっていう。この事業全体が、そういう赤字になるのと違うかという不安をもたらしているような事業であるというふうに

感じているわけなんですけれども、そのあたりについても、もしお考えをお持ちでしたら、お示しいただきたいと思います。質問は3点です。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 3点の質問をいただきました。

1点、おしかりを受けた言葉がございますが、1,000円程度かなという発言は、私は先ほどしておりません。テープをもう一度確認していただければと思いますが、下津の例で1,050円という利用料金が設定されておるので、その辺も踏まえて、指定管理者の方が判断されるのではないかなという発言をさせていただいております。

それで、ご質問いただきました3点でございますが、まず1点目の、採算が取れていないところということでございますが、各施設につきまして、指定管理者に対して委託料を払っていないのが、私どもの調べた中では海南省と神戸市でございます。これは独立採算制を取っておりまして、すべて黒字の経営というふうに聞いております。

残りの施設につきましては、各市の方から委託料が支払われておりますので、実質的な赤字は出ていないというふうに考えております。

それと、2点目の利用料金の当初の試算で1,000円、それから2万人程度というお話でございます。確かに17年度にシミュレーションいたしました内容で、下津を例といたしまして利用料金を1,050円、入園者数を2万2,000人という試算を行う中で、黒字を確保することができるというシミュレーションをお示しさせていただいております。

今回見直した件でございますが、1つは、昨年視察に行ってくださいました下津でございまして、当初から人数が減ってきておりまして、昨年度は1万8,000人前後という入園者数になったということから、今回、当初2万2,000人という設定をしていたところですが、さらに厳しい試算を行いまして、1万8,000人という最低限の人数を設けさせていただいたものでございます。

それとあわせまして、今現在、施設の方にかかるであろう経費を試算した中で、今回、利用料金の上限である1,500円という範囲を設定させていただいたものでございます。

それと3点目の赤字になった場合というご心配でございますが、私どもといたしましては、先ほどの説明にもさせていただいたとおり、道の駅という非常に付加価値もある施設が併設されるということから、決して赤字にはならない施設であるというふうに認識しております。ですので、我々としては赤字は発生しないと、運営によっては、さらなる黒字が発生する施設というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

川端委員長 はい、中原委員よろしいですか。そしたら、もういい。はい、田島委員、どうぞ。

田島委員 今回の海釣り公園条例の一部改正で、これ7条関係で改正と。上限が1,500円、それ、今、説明で理解をいたしたんですけども。

以前、1,050円ちゅう立ち上げのときに想定されて、今回、上限が1,500円という話やけども、なぜ、この1,500円、上限に設定したか。その理由をひとつご答弁いただきたいん。

それで、この1,500円ちゅうその、いずれの公園のパターンを取ったのか。それで、その公園はどの公園で、その公園等の規模とか、そういうなんは説明していただけないと。それで、当町の場合は、いろんな交通アクセスの問題もあるんで、府道加太港線の通行車両の調査データを既に過去、やられとったんか。やられとったら、どの程度のそのデータ、資料があるのか。それもあわせて、ご報告していただきたいと。

そして、もう一点ですけども、採算性の問題で、先ほど、反保委員も言うてるとおり、採算性がもし取れなかったら、当然、町としたら赤字補てんはしないと。ここの部分について、いかような整理をしていくんか、この大きな事業に対して。赤字補てんはしないちゅうことやから、当然、町はびた一文出さないと。最悪の場合の対応策は、当然、対応策、備えておかいかんということです。まず、その点、ご説明していただきたいと思います。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 1,050円の理由につきましては、先ほどの中原議員の説明と重複するところがございますが、以前のシミュレーションにつきましては、1,050円というのは、海南の下津の数字を参考にしております。下津につきましては、施設規模から言いますと、栈橋ではうちの2分の1の規模の施設になっております。

今回、1,050円を変わった理由につきましては、1つは先ほどの説明させていただきましたけども、当初、2万2,000人、これも下津の例を踏まえた利用者数で算出していたわけですが、昨年の下津の視察で行った例も踏まえまして、1万8,000人に下方修正したということ。

それと当時、1,050円でのシミュレーションにつきましては、下津の施設の維持管理費、維持経費を単純に施設規模から伸ばしたものでありましたが、今回、一定のその施設の概要も固まってきたことから、この海釣り公園での施設に係る経費を試算して、コストの算出を行ったものでございます。

2点目の交通量につきましては、交通量調査を平成18年5月3日と18年7月30日実施しております。そのデータですが、道の駅の今回の海釣り公園の施設の前の通過交通量でございますけども、5月3日のデータでは24時間換算で5,508台、7月30日

のデータで、24時間換算で5,380台という交通量調査の結果が出ております。

3点目の採算性の問題でございますが、基本的にはこの施設につきましては、町の方からの財政補てんは行わないという考え方で運営を考えてございます。この施設についての採算性の議論につきましては、1つは海釣り施設としての魅力、それと道の駅としての魅力も加算されるということから、売店収益等も十分期待できるところであり、赤字ということについては、当方の予測では行っていないところでございますが、ただ、運営状況については、まだ、未確定なところもあるかと思えます。それにつきましては、先ほどの大規模修繕に負担いただく負担金、それから、利用料金の10%として、町に繰り入れていただく額、これらについては、その運営状況等も踏まえながら、必要に応じて、協議はしていく必要があるのかというふうには考えております。

以上です。

田島委員 データでは、18年5月3日に取られたと。信用してますんやで。それはどっからどこまでの間取られて、車種もどの車種をデータ化されたんか。この点、まだちょっと聞いてないんですけども。府道加太港線のどの部分で、今、西さんは事業場所の前でって言うてる、その場所であれば、5,508台、24時間、5月3日。同年7月30日、24時間5,380台。これはダンプカーばかりなのか、車両ちゅうんは、道交法上の単車も入るのか。この部分、もう一度、ちょっとご答弁願いたいと。

最悪の場合の赤字補てんしないと、説明していただいたんやけども、やはり反保議員も私も一番心配してるのは、努力された結果として、最悪の場合は赤字補てんしなかったら、この事業主体をどの方向性に店じまいするのか。この点についても、ちょっとご答弁願いたいなと思えますけれど。2点。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 1点目の車種につきまして、ちょっと今、データが、今、手元にない、今、探しに行っておりますので、後ほどご報告をさせていただきます。

2点目の赤字の場合ということでございますが、まず、考えられますのは、赤字経営が続くということになれば、指定管理者の方から今後、継続できないという申し出がなされるかと考えてます。そうなった場合には、新たな指定管理者を募集するという考え方になるかというふうには考えておりますが、現時点として、町の考え方としては、赤字の補てんという考え方をいたしておりませんので、もし、赤字が続いて、今の、今度、決定する指定管理者が辞退されるということになれば、また、新たに指定管理者を求めていくとい

う考え方になるのかというふうに考えております。それでも、どうしても、ということになればですね、それについては、また、今後、検討していったら、どのような点が問題になっているのか等も含めて、検討をしていかなければいけないというふうに考えます。

以上です。

田島委員 車両のデータ等については、わかり次第、ご答弁いただきたいと。釣りに行くのにダンブカーで来ないと思うんですわ。やっぱり普通乗用車とか、単車で来ると思いますので、その正確な台数が出てないので、それも参考としたいんで、後ほどわかったら、ご答弁願いたい。

それで、最終的には、もう最悪の場合は指定管理者をいろいろ再公募するというけども、僕の心配してるのは、最悪の心配というのは、ただ、指定管理者が運営できないという最悪の事態違うて、本当に集客、来客数がなかった場合の最悪の場合、この事業主体をどう今後、将来的に転用とか運営、どうするのかな。もうそのままほっといて、朽ちるまでほっとくんか、そういうほっとく場合、費用がかからんのか。その点、もう一回、悪いけど答弁してください。

川端委員長 はい、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 どうしても経営的に成り立たないと。いろいろと講じてても、経営状況が改善しないということになるのであれば、一つの考え方として、転用というのも、一つの考え方かというふうに思います。

あれだけの施設をほっとくということは、税金も投入している中で、非常にもったいないことだと思いますので、できるだけ活用できるような方策を将来的に検討していくという形になるのかというふうに考えます。

あの施設、かなり頑丈な施設でございますので、ほっといたからすぐ壊れるとか、そういうふうなものではありませんので、将来的な利用をまた、そういう状況になれば、検討したいと考えております。

田島委員 車両の種別は別として、もし、考えてるじゃなしに、最悪の場合は、赤字の場合はもう補てんしないというんで、これ、解体するいうたら、いかほど金額要るかちゅうことも試算しとかないかんわな。なぜか言うと、そのまま朽ちてほっとくわけにいかんし、その置いとく部分については、いろんな契約上、補償問題が発生する可能性もあるんと違うんかな。やはりあれを解体しようと思ったら、6億やそこらで済まんと思うんやけども、この部分について、どうするんか、ちゅうことを僕は聞きたいわけなんですわ。何も反対しないん

ですわ。成功してもらったら一番ありがたいんやけど、最悪の場合はどうしますんやと。町単費使わへんのやから。これは大阪府が面倒見ていただけるのか。大阪府から1億ちょっとぐらいでいただいたんやけども、これが府は全然、ノータッチか、それとも、この最悪の場合は府として、何らかのあれを手だてしてくれるのかちゅうことをお聞きしたんやけども。もう一回お願いします。

川端委員長 はい、答弁お願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 この海釣り施設につきましては、町の方から施設を残していただいて、海釣り公園に転用したいという申し出をしている施設でございますので、しかも、町の施設ということもございます。基本的には、大阪府からこの施設で赤字が出たからといって、補てんを受けれる施設ではないというふうに考えております。

以上です。

田島委員 そういう場合、どうするんやって、町としたら。置いとくんかちゅうことですな。

置いときますんか、建物自体を。補てんも何もできない状態で、もうあきまへんでしたと。指定管理者も、もうそういう方、来る方がないと。そしたら、この建物どうしますんや言うたら、みんなでつぶしまんのか。どういう、町としてどうしますんや、これ。置いとける状態であれば結構ですよ。しかし、何らかの苦情なり、いろんなもんがこれ、波及すると思うんですけど、それを想定してるんかということを聞いているんであって、なければないって、言うてもうても結構ですわ、この場合。ほっときますって言うなら、ほっときますの言葉で、答弁で結構ですよ。どなたかが責任取ってやりますって言っていただけるんか。皆、住民にかかってきまんねや。

松永事業部長 先ほどからご説明させていただいておりますように、それは、よほど最悪の場合はですね、客が1万8,000人切ってますね、ずっと1万人とか5,000人とかなくなってきたということになればですね、それは運営できない可能性があります。その場合は、町で解体するかどうかという話を、漁業組合と話していかないかんことになると思います。

ただ、先ほどから西が申し上げておりますように、今のシミュレーションからいきますとですね、維持管理費なりが積み立てられた上に、まだ、売店収益とかですね、そういうふうな部分もまだ、それと道の駅の委託料とかも、大阪府からもいただきますので、これ、最低限の入場者に対しての入場料で、まだ1万8,000人でもペイしますよという形の中になってます。それで、売店収入についても、1,500万円ぐらいの売り上げがありましてですね、聞くとところによりますと、魚の釣りえさとか、ああいうの、ごっつい利益

率がええのも聞いておりますので、そのあたりでも、かなりの収益が上がるということで、下津ではですね、1万8,000人でも800万円利益がありましてですね、市と漁業組合で収益を分け合っているという現実がございますのでですね、そういう意味からいきましても、まだ、うちは道の駅もつきますし、よほどのことでない限り、田島議員のご心配になっているですね、その赤字になってですね、維持管理ができないというようなことにはならないのではないかと。

今、何度も申し上げますが、1万8,000人でも下津ではですね、800万円を漁業組合と市で半分ずつして、800万円のうち400万円は、基金に積み立てるというような形を取っているということでございますので、大丈夫というふうに考えております。

川端委員長 先に先ほどのあれやね。車の種類を報告していただきません。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 7月30日のデータでございますが、乗用車が4,736台、バスが53台、小型の貨物車が564台、普通の貨物車が27台でございます。以上です。

川端委員長 田島委員、はい、どうぞ。

田島委員 細こうにええわ。今、松永部長が下津の例を出していただいて大丈夫やと。そういうご説明いただいたんですけども、僕もあ那时候、下津へ行ったわけですね。そこで、下津の役職は記憶薄れたんですけども、僕があの方に聞いたのは、今、お宅ではどういう経営状況ですかと聞いたら、右肩上がりではないけども、若干、右肩下がりですと。その下がりはどこまで下がっていくんや、何年後に言うたら、何年かしたら下がりますと。そしたら、どうするんや言うたら、最終的にはやっぱり直営にしますと。直営にして、あと、検討します。そういう答えやったな、下津の場合。部長が聞いた答えと僕の答え、違うてるかわからへんけど、僕はその方に実際聞いているんですわ。そういうことを聞いているんで、僕は嫌なことを聞いているわけなんですわ。質問はこの程度にとどめます。ほかの委員さんもあるんで、以上で結構です。

川端委員長 もうほかの方よろしいですか。

ちょっと私から1点、2点。

これでもってね、町おこしっていうんか、岬町にたくさんの方が来てくれたらいいかと思えますけども、初心者の方がみえたり、また、ちょっとぶらっとどんなんかなってのぞきに来た人たちがあつ、1回釣ってみようかなとかって思って、そういうことも可能かどうかということと、それと、あと、やっぱり町の施設ということでもって、もし、事故と

か何かあったときに、また、そのときに町を相手取って訴訟を起こしてくるようなそういうこともね、今いう管理責任とかそういうことがじき問題になるので、危惧するんですけど、その辺の対応はどういうふうにされるのかという、2点お尋ねします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 1点目でございますが、ほかの施設等を見ると、貸し竿とかですね、それから、アドバイザー的な釣りのスタッフ、そういうのを配置したり、釣りクラブ等にもいろいろお手伝いいただくとか、そういうふうなシステムを取っておりますので、この海釣り施設についての指定管理者とは、そういう協議もしてまいりたいと考えております。

2点目の事故等に対する補償の件でございますが、この件につきましては、指定管理者の方に一定の保険に加入していただく予定をしております。基本的には、指定管理者がその損害を賠償するという考え方になるかと思います。

以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

そしたら、もう。まだありますか。奥野委員、どうぞ。

奥野委員 1点教えていただきたいと思います。

以前の空対委員会でもお聞きしたことがあるんですけど、私、余り、魚釣りのことはよくわからないんですけど、ここ、釣り堀じゃないので、釣り堀だったら、入れ食い状態になるかと思うんですが、ここの以前、魚礁とかで魚をふやす対策もいろいろと講じられたというふうに聞いております。その後ですね、やはり黒字になるか、赤字になるかというのは、魚が釣れるか釣れないかというそれしかないと思います。ですから、魚礁を入れる以外に何か対策を講じることを、その後、考えられたのかどうか。その辺ありましたら、参考にお教えいただきたいと思います。

川端委員長 答弁お願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 奥野議員おっしゃるとおり、この施設がはやるかはやらないかは、釣れるか、釣れないかというのが非常に大きなポイントになるかと考えております。そのために、1点目は魚礁を設置するという考え方でございます。それとあわせて、漁師の方にお伺いしますと、釣りのテングスとかですね、そういうのがあると、きらきらと光るもの、魚が嫌がるということで、その海底の清掃ですね、これが非常に重要だということを聞いております。そういう海底清掃についても、指定管理者の方に業務としてお願いをする予定をしております。

そのほか、ほかの施設等の状況を聞き取ってみますと、稚魚の放流を行うとかいうような手法を講じているところもあるようです。そういうふうな先進的な事例も踏まえまして、指定管理者とともにですね、今後も釣れる施設になるように、いろいろ努力してまいりたいと考えております。

川端委員長 奥野委員よろしいですか。

奥野委員 はい、結構です。

川端委員長 そしたら、これをもって、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

はい、中原委員、反対討論ね。はい、どうぞ。

中原委員 この海釣り公園についてはですね、以前から当初からですね、私はこの計画について、反対をしておるわけなんですけれども、危惧で終わればそれでいいというふうにも思いますが、以前から気になっているその採算性の見通しですね。いろいろなデータをお示しいただきますけれども、これで大丈夫だというふうな確信につながりませんし、住民の皆さんからは相変わらず不安だという声も絶えませんので、反対いたしたいと思います。

以上です。

川端委員長 次に賛成討論は。はい、反保委員、どうぞ。

反保副委員長 私、賛成です。先ほどから聞いてましたら、まだ、釣り糸もたれてないのに、魚は釣れへんとか。やはり魚ちゅうのは、釣れるときもあれば、釣れへんときもある。干潮もあれば満潮もある。当然、釣れるときには釣れて、釣れんときには釣れへんと。でも、その釣れるのをねらっていくのが魚釣りや。実際にこういう釣り堀の施設に行きや、1万5,000円から1万円の間の料金設定で、それでもようはやっているというのが、そういうところもある。だから、この岬町のこの小島の魚釣り公園、海釣り公園については、当然、指定管理者が営業努力をさんとあかんけど、町の町民すべてがやはりお客さんが入るように、みんながセールスマンになれば、それはお客さんが呼べる法も、そういう法もあると、そういうふうに思ってます。だから、指定管理者ばかりで、この賛否を取るんでなしに、やはりみんなが、町民みんなが努力してもらったら、町の方に税収上がってくるというのは、一番楽しみな一つであるんですから、みんなが努力して、町の方に税収がたくさん入るように応援をしたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

川端委員長 次に、反対討論は。

田島委員 人間いろいろ考え方があると思うんですわ。例えば、山へウサギ撃ちに行って、ウサギもし、なかったらどうすらと。ということで、まだ、おるもんか、おらんもんか、わからんもんを、もうおると確信して、それで、あと、後の始末はどうするんかと言うたら、後の始末はいろんな転用しますと。その転用は何するか言うたら、答えも出てこない。結局、住民に返ってくるちゅう、今の現状で、私は賛同しかねると。

川端委員長 はい、次、賛成討論ないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 もう反対討論もないですね。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論終わります。

続いて、採決を行います。

議案第40号「岬町海釣り公園条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第40号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は2時50分です。よろしくお願いします。

(午後2時40分 休憩)

(午後2時50分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

お諮りしたいんですけども、傍聴許可の申し出があるんですけども、許可してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 そしたら、よろしくお願いします。

そしたら、始めたいと思います。

議案第41号「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」について議題といたしま

す。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 はい。それでは質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 そしたら、質疑終わったらよろしいですか。

質疑、意見がないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第４１号「岬町道路占用料徴収条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第４１号は、本委員会において可決されました。

議案第４２号「岬町都市公園条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件につきましては、担当課から説明をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 岬町都市公園条例の一部改正の内容につきましては、本会議上の中で説明をさせていただいておりますが、改正の内容が多岐にわたっておりますので、改めて内容を説明させていただきたいと思います。

資料の６６ページをごらんください。

今回の都市公園条例の改正の理由ですが、平成１６年１２月に都市公園法が改正され、都市公園の設置基準や保存規定、放置工作物等の取扱い規定などが設けられるとともに、公園開設者が土地を所有していない借地公園について、土地所有者の申し出があれば、廃止、縮小することができる規定が設けられたことから、平成１６年の都市公園法の改正に伴う条項の整理を行いたいと考えております。

また、今般の都市公園法の改正に基づき、みさき公園の地権者である南海電気鉄道株式会社よりみさき公園の一部用地について、土地の借地契約の見直しの申し出がなされてお

ります。

町といたしましては、法務相談等、必要な検討を進め、また、町の将来の発展にも寄与すると考えられることから、都市公園区域の変更を行う方向で考えており、条例に所要の改正を行い、必要な手続を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、地方自治法の改正により設けられた指定管理者制度を盛り込むための改正などもあわせて行うものでございます。

2、改正の要点でございますが、まず、（１）みさき公園、都市公園の見直しに関連した条項の改正でございます。

今回、南海から申し出のあった借地契約の見直しに伴うみさき公園の公園区域の見直しの内容につきましては、報告案件として、資料を添付させていただいております。その中で、詳細は説明させていただきたいと考えておりますが、都市公園みさき公園のうち、公園駅前と大阪ゴルフの部分の借地契約の見直しの申し出がなされております。

都市公園法第１６条第３号の規定では、当該借地契約の終了により、都市公園を廃止することができることから、南海は借地契約の見直しにあわせて、都市公園区域の見直しを求めており、見直しを行うことにより必要となる 有料公園・有料公園施設の整理を行い、現条例の別表で、有料公園施設と位置づけているゴルフ場コース施設を見直すとともに、有料公園施設の定義と第２条、第６条の条文の整理を行うものでございます。

都市公園区域の変更及び廃止の手続につきましては、都市公園法では都市公園の設置規定は設けられておりますが、区域の変更及び廃止手続が規定されていないため、都市公園法第１８条の条例への委任規定により設置の場合と同様に、管理者が公告とする手続を第１３条の２で定めるものでございます。

次に、（２）都市公園法改正等の関連法令の改正に伴う条項の改正でございます。

平成１６年の都市公園法の改正により、監督処分が追加等され、都市公園に設置される違法な工作物等の処分についての手続規定が定められましたので、第１０条の２から第１０条の６条までの条項を追加するものでございます。

また、法令の改正により、引用条文、用語等が変更されておりますので、第３条、第７条、第８条、第９条、第１３条、第１４条、第１７条の各条項の見直しを行うものでございます。

指定管理者制度の追加ですが、地方自治法の改正により設けられた指定管理者制度を将来の公園管理に活かすため、第１５条から第１５条の３で定めるものでございます。

使用料規定の見直しですが、行政財産の使用料、岬町行政財産の使用料徴収条例と都市公園の占用料を整合させるため、別表第2の占用料の見直しを行うとともに、別表で定める区分によりがたい場合の使用料の徴収方法を第8条で定めるものでございます。

(3) 条文等の整理ですが、そのほか、引用条文、用語の表現方法などの見直しを行うための改正を行っております。

資料67ページの3、改正の内容ですが、各条項ごとの改正の内容を、簡単に説明をさせていただきます。

第1条では、条例の制定目的の法令を明確に位置づける改正。

第2条は、条例上の用語の定義を明確にする改正。

第3条は、都市公園法の改正等に伴う引用条文の変更と用語の整理を行う改正。

第6条は、有料公園及び有料公園施設の供用手続を定める改正。

第7条は、都市公園法の改正に伴う法令の引用条文と用語の整理を行う改正。

第8条は、都市公園法の改正に伴う法令の引用条文と用語の整理を行うとともに、別表(使用料)に徴することのできない使用料の考え方を規定する改正。

第9条は、都市公園法の改正に伴う法令の引用条文と条項の整理を行う改正。

第10条は、用語の整理を行う改正。

第10条の2から第10条の6は、都市公園法の改正に伴い、違法工作物等の保管処分の手続を規定する内容です。

第13条は、都市公園法の改正に伴う法令の引用条文の整理を行う改正。

第13条の2は、都市公園の区域の変更及び廃止の手続を規定する改正。

第14条は、都市公園法の改正に伴う法令等の引用条文と用語の整理を行う改正。

第15条から第15条の3の規定は、指定管理者制度を規定する改正。

第16条は、第15条から委任規定の条項を移動される改正。

第17条は、都市公園法の改正に伴い、引き上げられた過料金額と各号の順番の整理を行う改正。

別表第1は、有料公園施設の見直しにより削除。

別表第2は、都市公園の占用料の行政財産の使用料徴収条例に整合させるため、第3項を改正するものです。

4、施行期日ですが、都市公園の見直しにあわせて施行するため、施行期日及び経過措置については、規則で定めることとします。

以上が、今般の都市公園条例の改正の概要でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

反保副委員長 私、岬町で生まれて、岬町で一応、中学、高校まではこちら側で育って、後は転勤なりで、ほうぼう行ってます。外へ出ていけば、岬町のよさというのは、やはり風光明媚な場所で、長松付近を初め、海岸初め、みさき公園、そして、また名門と言われる大阪ゴルフ場は岬町に町外に誇れる大きなキャッチフレーズであると、そう思っておりますが、この条例改正をすることによって、町のメリットちょうのは、どこにあるかということと、都市公園法のそういった解除による活用ですね。どういう計画のもとで、どういうふうにそういう展開をしていくのかということ、まず、それを聞かなくては話が前へ進んでいきにくいという点がありますので、その辺をちょっとまずお聞きしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 まず、今回の条例の改正でございますが、一つには、大きな条例の改正の内容につきましては、都市公園法が平成16年に大規模改正されております。それにあわせて、条項等の整理が必要になったことから、今般、改正を行わせていただくものでございます。反保議員おっしゃられるのは、おそらく、みさき公園の見直しについてのメリットということで、ご質問では条例の改正のメリットということでございますが、この条例につきましては、直接、みさき公園の廃止につながるものではございません。確かに、今般の都市改正法の改正に基づきまして、みさき公園の地権者であります南海の方から、みさき公園の一部用地につきまして、土地の借地契約の見直しの申し出がなされております。町といたしましては、法務相談等必要な検討を含め、また、町の将来の発展にも寄与すると考えられることから、都市公園区域の変更を行う方向で現在、考えを進めております。

都市公園法では、都市公園につきましては、都市公園法で公園管理者の公告により設置されることになっておりますが、変更及び廃止の手続については規定されておられません。このため、大阪府を初め、他の自治体では、変更、廃止の手続を条例で定めており、今回の条例改正で、それら必要な手続を加えていくという内容になっております。

それと解除による活用の考え方ということでございますが、基本的にはこの条例ではなしに、今後のみさき公園の活用ということになってくるかと思うんですが、本会議の中でも説明があったかと思うんですが、まず、今回の解除の、都市公園の見直しにつきまして

は、1点が駅前部分がございます。駅前部分につきましては、委員もご承知のとおり、特急停車駅、まさしく岬町の玄関口でありながら、駅前広場もないような状況の中で、朝、夕、車等が非常に混雑して、町内の赤バスもその上に上がっていけないような状況になっているような状況になっております。

この駅前については、駐車場として活用されているところが大部分になっておるところでございますが、休日を除けば、ほとんど停車している車もないということから、非常に殺風景な景観を成している。岬町の玄関口でありながら、非常に土地の利用が低い状況になっております。今般、この都市公園を見直すことによりまして、最終的には都市計画の見直しも視野に入れて、現在考えているところではございますが、土地利用の高度利用を図るということが、見直しによって可能になるということになります。

今後、具体的にどのような活用をするのかということにつきましては、都市計画の見直しの中で地権者である南海とともに、協議をしていく必要があるというふうに考えております。

もう一点の大阪ゴルフでございますが、こちらにつきましては、経営が非常に厳しいということが経営者の方から町の方に申し出がなされているところでございます。

その大きな要因の1つが、都市公園という制約の中で、普通のゴルフ場のように会員を募ることができないというのが一つ大きな問題であるということが経営者の方からは申し出られております。

今般、都市公園という網を外すことによりまして、いわゆるパブリックという制約が解除されることになることから、一般のゴルフ場のように広く会員を募ることができる。会員を募ることによって、資金面、それから、プレーヤー数も増加させることができる。それによって、経営の立て直しを図ることができるというメリットがあることを地権者である南海の方が申し入れておるところでございます。

以上です。

反保副委員長 今の説明を聞いてますと、私も会社員というサラリーマン生活、長いこと送ってきたわけですけど、今の南海さん側の話は我々、聞いてましたら、全く企業のエゴだけであって、そういう話が勝手に進行してるというしか聞こえんわけですけど、やはりそこには、やはりそこを基点に生活をやっている人がいてる。私らも実際にサラリーマン生活を送ってきたとして、やはり基盤となるのは、そこで働いて生活をしていくというのが、前提の企業内での働きなんですけど、今の採算が取れないとか、あるいは、パブリックにしたいと

か、もっともっと収益を上げていきたいというのは、それは企業のエゴ、当然、利益追求するのは会社やけど、それに伴って、それやったら、犠牲があれば、しゃあないというふうにも聞こえるわけですけど。そういうところに対して、町としては、そういう働いている方々に対して、町として補償するとか、そういうふうなお考えもあるわけですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 ひとつですね、ちょっとこの後、都市公園の見直しの内容について、説明をさせていただく中でお話をさせていただく内容もかなり重なってきているのかなと思うんですけども、1つ、この大阪ゴルフにつきましては、都市公園ということで、開設者は町になっております。もし、このゴルフ場が、経営が成り立たなくなった場合ですね、そしたら、その後の面倒を見るのはどこかということ、最終的には公園管理者である町が責任を見る必要があるという形になるかと思えます。

ただ、今現在、この大阪ゴルフについては地権者は南海であり、その南海の土地を岬町が、無償で借りるという契約になっております。もし、その契約の内容が見直されるということになれば、町が南海に対して借地料を支払って、このゴルフ場を経営していかなければならないということになります。しかし、岬町がそれだけの資金を出して、しかもその経営をしていくことってというのは、事実上不可能なことかと考えております。そうであれば、名門である大阪ゴルフというゴルフ場を継続していくためには、自立していただく必要がある。そのための手法として、今回、南海の方から都市公園の見直しを申し出ているという内容と存じております。

町としても、あのゴルフ場というのが、町の経済、それから、観光において非常に大きな役割を果たしているという認識をしており、引き続いて、ゴルフ場を継続していただきたいという考え方でございます。そのための手法として、都市公園の見直しというのが、今回、南海の方から相談されたところかと思えます。

公園の開設者は町ということでございますが、実際にゴルフ場を運営しているのは大阪ゴルフでございますので、ゴルフの方の経営者としてですね、経営の努力をしていただく必要があるであろうということは町としても考えております。さらに、その中で、いろいろ発生している問題については、経営の問題でございますので、直接、町の方から指導というのはできないというふうに考えておりますが、地元との共存、共栄という観点からも、大阪ゴルフには出入りの業者さん等も含めて、共存、共栄できるように働きかけていきたいというふうには考えております。

以上です。

反保副委員長 このみさき公園の駅前に公園法が変わって、大きな建物が建っていく。あるいは家も小さな家でなしに大きな敷地内の家が、建物が建つということになれば、当然のごとく、町の財政の方に反映をしてくるという町のメリットもよくわかりますけど、犠牲者が当然、そこにはみさき公園の出入り業者なり、あるいは大阪ゴルフの社員さんなり、それなりの犠牲者は出るわけですけど、そういう場合、一番のやはり大事なことは、私ら、住民代表として、やはりそういった方々の補償は、退職金なりそういった補償が、果たして町がするのか。あるいは、南海電鉄がするのか。それとも、また、南海電鉄が第三者に譲渡して、その譲渡された会社が、それで最後までそういうところへ出てくるのか。あるいは、もう全くしないのかという方法論が残っていると思うんですけど、やはり今、出入り業者の方にしてでも、あるいは対象になっている大阪ゴルフの社員さんにしてでも、そういった点をはっきりと結局はしてくれなかったと。どこも何もなかったという、そういうのでなしに、町が仲介をしているならば、やはりその辺だけははっきりと、それは安心感を与えた中で、いろいろ町のいろんな財源になるものを考えていくと、そういうところも一応、配慮してほしいと、こう願うのは思いでありますけど、その辺はどうなんでしょう。

川端委員長 済みません、反保委員。今、一応、これ、条例の一部を改正するところだね、その案件なんです。

反保副委員長 はい、わかってます。

川端委員長 ちょっと反保委員は、まあ言うたら、みさき公園の中の経営に、南海の経営に入っていると思いますので、その辺はちょっと理事者の方ではね。また後で報告事項でね。

反保副委員長 はい、わかりました。

川端委員長 その他のところでありますので。

反保副委員長 はい、以上です。

川端委員長 ちょっと今、ちょっと条例のところ。

反保副委員長 はい、わかりました。

川端委員長 済みません。ほかの委員さん。

田島委員 これも法改正の部分も文言の一部の改正、そして、2点目が地権者からの申し入れの部分、この2つの整理と思うんですね。そら、都市公園法の改正、この部分については、とやかく言うべきものではないわけですね。いろんな各条文には文言の改正、これについては、私、何もとやかく言いません。後の部分についてね、地権者からの申し入れの部分に

ついて、まず1点目が、みさき公園駅前の部分の高度利用を図りたいと。2点目が、大阪ゴルフの部分で経営改善を図ると。最後、みさき公園等については、現状のまま経営を位置づけると。この3点の問題になるんですけども、条例改正の部分については別として、この地権者からの申し入れ、今のところ、具体的な申し入れがあるのか、ないのか、まず、1点、この3点についてお聞きしたいんですけども。ただ、漠然とこの。

川端委員長 済みません。田島委員、これからですか。

田島委員 あっ、その。委員会資料からの部分で。

(「その他」の声あり)

田島委員 その他で書いてあるの。

(「予定してます」の声あり)

田島委員 わし、本会議で資料を提出、求めてあったやろ、これするに当たって。それ、冒頭にきょうの委員会で、議長、聞いてくれると思うんやけども、本会議上で、この部分だけではちょっとね、資料不足やから、本会議上、資料請求しはったはずや。それ出せんなら、出せなんだ、あるならあるで言うてもらわんと、僕はつい、これを引用してしまうわけや。

(「今、説明にある、これでやったらええんです」の声あり)

田島委員 これは協議会の資料かいな。これ、付託委員会の資料になるの。

(「委員会でやっているから、委員会で準備してあるねん」の声あり)

田島委員 でいいの。

(「今、委員会やってんやろ」の声あり)

田島委員 運営上で。

(「委員会で、そんなこと説明せなあかんことちゃうの」の声あり)

川端委員長 ちょっと待って。ちょっと暫時ちょっと。暫時休憩。座ったままで休憩して、したいと思いますので、ちょっと今、休憩。

(午後3時15分 休憩)

(午後3時20分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

最初の予定では、委員会の中では本来の条例の一部を改正する条例案についての審議、また、委員会協議会では都市公園みさき公園の見直しについて審議するっていうふうになってたんですけども、急遽変更しまして、委員会協議会はなくして、もう委員会の中で、

この都市公園みさき公園の見直しについても審議するっていうことになりました。それで、理事者としても、答えられる部分で責任を持てる部分で答えていただくということで、あと、委員さんにつきましても、その辺のことを考慮しまして質問ということで、よろしくお願いします。

田島委員がちょっと質問の途中でしたので、田島委員、質問、先していただいて、また、反保委員、その後、質問よろしくお願いします。田島委員、よろしく。あっ、答弁の途中ででした。

(「先、別紙３の説明を」の声あり)

川端委員長 そしたら、済みません、順序。別紙３の説明からお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 済みません。そしたら、別紙３の資料につきまして、先に説明をさせていただきたいと思います。

それでは、別紙３をごらんください。

１、みさき公園の現状でございます。まず、みさき公園の現状につきまして説明をさせていただきます。

現況ですが、みさき公園は、昭和３２年に都市公園法に基づく都市公園として開設され、開設者、公園管理者は岬町となっております。

面積は約９１ヘクタールあり、大きく駅前部分、約９．９ヘクタール、大阪ゴルフ約５７．２ヘクタール、みさき公園、いわゆる動物園、遊園地の部分ですが、約２３．９ヘクタールから構成されております。

ちなみに、岬町における都市公園は、このみさき公園のみですが、面積が広大であるため、人口一人当たりの緑地面積は約５３．２平方メートルと大阪府平均の約１．９平方メートルを大きく上回っております。

都市計画ですが、みさき公園は全体が都市計画法第１１条に基づく都市計画施設として位置づけられております。みさき公園は、都市計画法に基づく都市計画施設であり、都市公園法に基づく都市公園であるという２つの法律が適用される公園となっております。

土地所有者ですが、みさき公園は一部を除きまして、その大部分が南海電気鉄道株式会社の所有地となっております。

権限関係ですが、岬町が南海から土地を借地契約により無償借り上げを行い、都市公園を開設する借地公園となっております。町はみさき公園、動物園、遊園地部分ですが、これについては、南海に占用許可を与え、南海が施設を設けて公園経営を行い、大阪ゴルフ

については南海にゴルフ場としての維持管理を認め、南海は大阪ゴルフに施設管理を委託する方法でゴルフ場の運営を行うという形態で、今日まで運営が行われてきております。

2、都市公園法の改正ですが、平成16年12月の都市公園法の改正により、借地公園（公園管理者がその土地物件に係る権限を借り受けにより取得した都市公園）については、当該借地契約の終了により都市公園を廃止することができる規定が追加されております。

この規定は、土地所有者からの借地の協力が得やすい環境を整備し、借地方式による効率的な都市公園の整備促進を図る目的で制定されたものですが、既設の借地公園にもこの規定は適用されることとなっております。

なお、都市公園法の都市公園区域の変更、廃止手続については、都市公園法では定められておりませんが、設置については、公園管理者が公告することによって、設置されることから、大阪府を初め、各自治体では条例で公園管理者が公示を行うことにより、変更、廃止を行うことと規定をいたしております。

3、地権者、南海電気鉄道株式会社からの申し出ですが、今般の都市公園法の改正を受け、地権者である南海から土地の借地契約について、以下のとおりの見直しを行いたいとの申し出がなされております。みさき公園の運営については、バブル崩壊、レジャーの多様化、少子高齢化相まって、事業としては赤字が解消できない状況にあり、このままでは、遊園、ゴルフ両施設とも事業継続が困難な状況にある。このため、経営状況を改善する手法として、みさき公園駅前部分、駅前広場、駐車場、公園エントランスについては、土地の高度利用を図るため、借地契約を解除したい。大阪ゴルフ部分については、会員制ゴルフ場として、経営改善を図るため、借地契約を解除したい。

みさき公園、動物園等の公園施設部分については、運営の合理化を図り、現状のまま公園経営を続けるとの申し出がなされております。

今回の区域の見直しにつきましては、3ページに図面を添付しておりますので、ご参照ください。

黒の実線で囲んだ範囲が都市公園法及び都市計画法に基づくみさき公園の区域となっております。今回、南海からは、公園駅前部分約9.9ヘクタール、大阪ゴルフ部分約57.2ヘクタールの借地契約の解除の申し出がなされたもので、今回の申し出により、公園を見直せば、みさき公園の面積は約91ヘクタールから動物園、遊園地部分の約23.9ヘクタールに変更されることとなります。

1ページにお戻りください。

4、申し出に対する法務（弁護士）の解釈ですが、今回の申し出に対する法解釈を求めるため、顧問弁護士による法務相談を実施いたしました。その解釈ですが、都市公園法の改正により、土地の所有者は借地契約を解除することができ、期限の定めのない契約については、民法第617条の規定により解約の申し出から1年を経過すれば解約できる。都市公園は、公益性があり、土地所有者の意向のみにより廃止されるものではなく、公園管理者の判断が必要と解されるとの意見をいただいております。

この法務相談の結果も受け、公園管理者としての対応を検討してまいりました。

2ページ、5、申し出に対する町の検討ですが、まず、みさき公園の駅前部分、駅前広場、駐車場、公園エントランスについては、現状の駅前部分の土地利用については、特急停車駅であり、岬町の玄関口ともいえる駅前部分としては、決して十分なものではない。まちの玄関口にふさわしい土地利用に向けた都市計画の検討を進めることにより、町の活性化も期待できる。

以上の理由により借地契約の解除の申し入れを受け入れ、都市公園法の公園区域から除外し、将来の土地の有効利用を図るため、都市計画の見直しを進める方向で南海と協議をする。

次に、大阪ゴルフ部分については、パブリックゴルフとしての制約がゴルフ場経営を圧迫している。会員制ゴルフ場として、経営改善を図ることにより、経営継続の意思を持っており、ゴルフ場が存続することで、みどりの空間は保全されるとともに、地域経済にも貢献できる。

都市計画上の都市公園区域としての位置づけが残ることにより、開発行為を行うことができないため、ゴルフ場として、みどりの空間が保全される。

以上の理由により、借地契約の解除の申し入れを受け入れ、都市公園法の公園区域から除外する。

ただし、都市計画上は、都市公園区域として残す方向で南海と協議をするとの方針の検討を行いました。

なお、見直しに当たって、協議を進めるに当たり、町としての考え方を担保するため、南海との間で約定を取り交わす必要があると考えております。

（2）今後の進め方、地権者との協議でございますが、南海とは協議を進めるに当たり、今後の公園経営、駅前開発のあり方を明確にするため、みさき公園、動物園等の公園施設部分については、経営を継続すること。大阪ゴルフについては、経営改善を行い、経

営を継続すること。みさき公園駅前の再開発に当たっては、町と協議、連携を図ることについて、南海に確認を取りたいと考えております。

なお、関係機関との協議ですが、大阪府の関係機関である公園課、総合計画課とは事前に相談を始めておりますが、おおむね町の考え方については理解をいただいております。町の公園行政の考え方、駅前再開発の考え方を整理し、見直しの協議を進める方針を確認しております。

6、主なスケジュールですが、3月議会において、岬町都市公園条例の改正において、都市公園見直し手続等の規定を整備し、3月中に南海との確認事項の覚書を締結し、都市公園法に基づく都市公園区域の変更、駅前部分、大阪ゴルフ部分の公示を行いたいと考えております。

今回の手続は都市公園法に基づく公園区域を変更する手続であって、都市計画法に基づく公園区域は、別に都市計画の変更の手続を定める必要がございます。

都市計画の公園区域から外れなければ、土地利用には制約がかかり、開発行為を行うことはできません。駅前にふさわしい土地利用を図るため、駅前部分については4月以降、都市計画変更の検討を進め、平成20年度中に都市計画の変更を目指したいと考えております。

都市計画の見直しには、将来の土地利用の計画を盛り込んでいく必要があり、また、都市計画審議会等都市計画手続も必要となることから、一定の時間が必要となると考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

川端委員長 はい、ありがとうございます。

そしたら、先ほど質疑途中でした。田島委員、はい、お願いします。

田島委員 ちょっと途中で、ややこしかったんやけども。

川端委員長 はい、済みません。

田島委員 まあいえば、都市公園を廃止する云々の法改正の目玉やと解釈してるんですけども。

あと、この3点の部分について、地権者が申し入れきてると。そして、4番目のこの法務解釈の部分で、期限の定めがない契約についてはって、この部分いうとてるんですけども、この期限を定めてましたんかな、定めてなかったんか、この部分について、また教えてほしいんと、1年経過すれば、解約の申し入れから解約できると、こうなっているんで。

後は、まだまだこれ入り口論で、今回の改正については、中身、申し入れの部分につい

ては、当委員会で深くこれ、質問しても答弁が出ないと思うので、先ほど、ゴルフ場の部分が出てたのは、僕もずっと日常生活で現ゴルフ場の雇用関係で、いろいろ紛糾しているというのは耳にしております。ただ、民民の問題ちゅう形で、余り深くは入らなかったんですけども、今回、こういう条例改正の部分で浮上してきましたので、答弁、結構ですよ、この部分については。

やはり地元の議員として、幾ら民民といえども、放置すべき問題でないと。なぜかと言うと、やはりこの歴史あるこのゴルフ場というのは、僕らも当時は共存、共栄という形で、中学生のときは、キャディーとして、いろんな小遣い儲けにいろいろ雇用していただいて、そういう共存、共栄の形で、当時、経済的にいいときは、そういう関係でね、本当にゴルフ場にも世話になったと。そういう経緯があるんですけど、昨今聞いている内容では、どうも経営が苦しいから、どうも雇用関係でいろんな摩擦が起きていると。本当に悲しい出来事ですわな。

ただ、雇用関係でも、この大阪ゴルフは岬町の住民さんが大半占めてますのでね、これを放置するわけにいかんと言うところで、民民の話に入るべき余地はないと。それで、今回、地権者からの申し入れで、大阪ゴルフ場は会員制ゴルフ場として経営改善を図ると。そういう解除の申し出が来てるので、町としても、余り深くは介入できんと思うんですけども、やはり経営者はやっぱりいいときはいいけども、苦しなったら、より余計努力をすべき、責任が問われてますわな。そこで、やっぱり雇用関係にあんまり溝を持たないようにしてもらわんと、岬町のイメージダウンになりますのでね。

そこで、町としても、まるっきり放置するんじゃなしに、やはり雇用対策については言うべき言葉は言っていたきたいなと。やはりそういう地権者からの申し入れでこういう3点について、改善が図られた。今後、いろんな協議するんですけども、その中で、一応、片隅に、頭に入れていただいて、こういう今、紛糾してる部分についても、やはり努力してくださいよ。でないと、岬町内でこういうことが起きているちゅうことは、本当に悲しい限りですので、ひとつ答弁結構ですから、この部分について、円満解決するようにひとつ努力してくださいと。この言葉ぐらいやったら言えると思いますので、ひとつ要望として、この3点目のやつは申し入れておきます。

そして、駅前部分の土地の高度利用とか、みさき公園、動物園については現状のままやという部分については、今後、また、委員会で、次回の委員会でどんどん資料提供していただく中で、議論したいと思います。もう答弁結構です。私の要望と。

川端委員長 そしたら、最初のこの期限についても、もうよろしいんですか。

田島委員 大体、意味わかってます。

川端委員長 あっ、そうですか。そしたら、今、田島委員からはもう要望ということで。ありがとうございます。そしたら、反保委員は先ほどちょっと途中になってしまっ

反保副委員長 そのままでいいですか。

川端委員長 でも。はい、お願いします。

反保副委員長 それじゃ、引き続き、ちょっとお聞きいたします。

みさき公園の駅前の岬町の玄関口にしていきたいという、そういう構想の中で、岬町のそういうとらえ方がされているわけですけど、南海電鉄自体、もう泉佐野から和歌山要らんといううわさが多々聞こえてきますけど、ここ、玄関口としてのそういう中での玄関口は必要なんでしょうか。それとも、その玄関口を駅が近いからその辺を整備をするんでなしに、家を建てていこうというような計画はあるんでしょうか。

川端委員長 はい、答弁お願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 玄関口というのは、何も南海の玄関口というんじゃないしに、特急、急行の唯一の岬町の停車駅でございますので、まさしく岬町という町の玄関口というふうに、私どもは考えております。

駅前の土地利用でございますが、この件につきましては、今後、地権者の方と協議をしていく必要があるかと考えておりますが、地権者である南海の方は駅前という交通利便性を活かしたいということで住宅地開発なり、集客施設の誘致を思い描いているようでございます。

詳細については、この地の都市計画のあり方も含めまして、今後、検討していくことになるかと考えております。

また、町の玄関口ということもございますので、やはり町としての考え方も南海の方に伝えし、町としても、メリットのある開発を求めていきたいと考えております。

以上です。

反保副委員長 みさき公園の駅前については、そういう内容ということですけど、みさき公園自体は、我々、岬町の住民が町内に一番誇れるのがみさき公園、それ以外に幾ら景色がええと言っても、みさき公園が一番の岬町にはみさき公園ありと。みさき公園出さなければ、岬町はわかってくれる人が少ない。その中で、みさき公園自体をこの改正することによって、縮小するんですか。それとも、今の現状のままでなっていくもんか、その辺もお聞きした

いです。

川端委員長 答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 先ほどの別紙の3の3ページでございますが、図面で見ていただければわかるかと思いますが、今回の南海の方からの申し入れでは、公園の入り口からいわゆる動物園などの施設、これについては、引き続き、公園として残していくという考え方でございます。

南海としては、引き続きですね、遊園地経営を行う意欲は持っておりまして、ことし、公園開設50周年も迎えるということから、施設の一部、リニューアルを行う意向があるということを聞いております。公園管理者の町といたしましても、みさき公園は、50年ということは、まさしく町の歴史と同じ歩みを歩んできた施設でございますので、町のシンボルでもあるということから、今後も経営を継続していくことを強く希望しているところでございます。

また、南海の方も引き続いて、経営をする強い意欲は持っているということでございます。

以上です。

反保副委員長 ということは、縮小せずに今の状態がそのまま継続すると。大きさ、広さ自体は。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 3ページの図面の方をごらんいただきたいと思うんですが、一部ですね、公園駅前、約9.9ヘクタールと書いたところのちょうど上の方でございますが、この部分、今、遊具施設が置かれているところがございます。この部分につきましては、公園区域から解除したいという申し出でございます。

反保副委員長 長くなって済みません。

川端委員長 いえいえ。

反保副委員長 みさき公園は、だからそうして、次は大阪ゴルフ、大阪ゴルフ場ですね。この大阪ゴルフ場については、南海電鉄がより以上の収益を上げていきたい。現状では赤字やと。その赤字を補てんするために、会員権の発行なり、立て直しを図っていきたいということで、忙しくなればなるだけ、従業員さんも当然、雇用もふえていくという、そういううまくいっていきいくわけですけど、計算的には。でも、現状でいろんな雇用問題が発生されていると。田島委員の方からも指摘がありましたけど、非常な、普通だったら、そういう会員権を発行して、より以上の収益を上げていこうという中だったら、もっともっと人もふやさんとあかん中で、そういう労組関係が発生しているということですけど、予測さ

れるのは、まだより以上、そういう問題が発生するということを聞き及んでおりますが。

先ほどの話じゃないですけど、やはり町が使用許可の、使用、町が開設者ということで、町の方で、先ほども町の方で補償、そういった問題も町の方で補償やっていきますというふうな返答をされてましたけど。

（「してない、してない」の声あり）

反保副委員長　してませんか。私、書いてますねんけど。そういう約束をとというのは、岬町の中での話やから、それはできないもんなんですか。

川端委員長　はい、答弁お願いします。

松永事業部長　岬町は南海と委託契約を結んでいるということで、南海が大阪ゴルフとまた、委託して、大阪ゴルフが経営してると。大阪ゴルフが経営者でありまして、大阪ゴルフと従業員の方の民衆の紛争に対して、町が何らかの補償をするということはある得ないということだけ申し上げておきます。

反保副委員長　そういう問題が一番大きな問題に発展していくように思いますんで、ひとつよろしくお願いいたします。

川端委員長　はい、よろしいですか。

反保副委員長　はい。

奥野委員　はい、済みません。時間も大分長引いておりますけれど、済みません。質問させていただきます。

先ほどから各委員からいろいろな質問出ておりますけれど、大阪ゴルフとみさき公園の存続という形で、南海さんが生き残りを図りたいという旨だと思います。この近畿県内でも、かなりほかの遊園地も閉鎖され、いろんな形に変わっております。南海さんでも、狭山遊園も閉められて、唯一、ここだけが残って、ほかに残っているところがあるのかなというぐらい、みさき公園ぐらいが唯一、残っているんだと思います。

その中で、やはり南海さんがうまく円滑にいくにつけては、やはり町の協力もなくしてはならないというふうに思います。

そこで今、ここの資料には全然載ってないんですけども、町が受けている今、交付金とか、税収面ですね。いろんなものがあるかと思います。この網を外すことによるのメリット、デメリット、税収面について、今、確定している、発表いただける金額をご提示いただきたいと思います。

それと、この見直しの資料の現況図の図面の中で、大阪ゴルフの57.2ヘクタールの

中で、岬中学校の隣にありますプールの用地も含まれているように思われるわけですが、中学校建てかえのときには、南海さんと交渉して整備ができたように聞いておりますけれど、この図面の中に隣のプールの用地が含まれておりますので、その辺は今後、どうなるのか。まず、その2点お願いいたします。

川端委員長 はい、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 まず、1点目のみさき公園の関連における町への入ってくる収入ということでございますが、このみさき公園につきましては、南海に使用を許すということから、使用料を徴収いたしております。その18年度の都市公園の使用料については9,765万円、使用料が計上されております。これとあわせまして、地方交付税の制度の中で、公園施設に関して、基準財政需要額の算定がございます。この基準財政需要額、18年度の需要額でございますが、3,836万円でございます。合わせまして、1億3,601万円が18年度として収入として考えられる額でございます。

なお、交付税については、基準財政需要額の考え方でございますので、これが丸々、町の歳入として入ってくるものではございません。

見直しに伴う町財政の影響でございますが、現在の公園使用料につきましては、固定資産税の相当額から公園として計算される地方交付税の相当額を引いた額を算出しておりますので、今回、公園区域の見直しにより減額される分については、固定資産税として歳入される見込みとなっておりますので、町としての歳入歳出による影響というのは、表れることはないかと考えております。

一方で、駅前部分、それから、ゴルフ場については、駅前部分が開発されれば、当然、住民の方が張りついてくると住民税が。さらに、ゴルフ場の利用者がふえれば、ゴルフ場利用交付税もふえてくるということになりますので、将来的には町の活性化や財源の涵養に寄与するのではないかと考えております。

2点目の公園区域、中学校に係る公園区域でございますが、平成8年の時点ですね、都市公園区域の見直しを行っております。これは、岬中学校の建てかえに伴いまして、必要となる見直しを行ったところでございます。当時行っておりますのは、今現在、校舎の建っているところと、そして、グラウンド、この部分について、都市計画の見直しを行っております。一方、プール部分については、見直しはされておられません。

この都市公園の見直しについては、非常に過去厳しい条件がございまして、その減らした分に相当する面積をどこかで確保する必要があるということが、非常に大きな条件とな

ってございました。その関係もあり、この部分の見直しはできなかったのではないかと考えております。

以上です。

奥野委員 今回のプールのところの見直しができなかったということで、では、今回、その部分を切りかえといたしますか、その辺を今後どうされる、協議をされる予定なのか、1点お聞きします。

それとですね、先ほどの税収面でいきますと、固定資産税が入ってくるので、交付税の分は相殺というか、それにかわるものが入ってくるということで、私の推測ではメリットの方が大きいのかなというふうにも思ってたわけですけど、駅前の岬町の顔というような形に再開発ができるのであれば、それがプラスになってくるという、今、ご説明でございましたので、民法上でも解約しないといけないというような内容も理解できますし、都市公園のこの今回の条例改正には反対すべきところではないと思うんですけど、町が財政大変なときには、ともに南海さんも今、大変だと思いますけれども、ともに何ていうんですか、協力し合っていくべきだというふうに思います。

ただ、これ、民民の話ですので、先ほどからお二人の議員からも声が出てますけれど、大阪ゴルフ場も、今回、こととして設立70周年というふうにも聞き及んでおります。戦前からあるゴルフ場でありまして、戦後開催するにつけて、都市公園というふうな形で、でないと再開できないという申請時のやり方で、こういう形でつくらなかつたらやむを得ないという事情も聞いたことがあるわけですけど、いつの時点の契約かわからないんですけど、お二人の議員も地元の雇用の声が出ておりましたが、その辺の町と、町に関しては町とゴルフ場の南海さんとの契約、土地契約に関して、契約の中ではその地元雇用という文言は入ってたのか、入ってないのか。その1点、確認させていただきたいと思います。

川端委員長 はい、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 まず1点、訂正をさせていただきます。先ほど平成8年に都市計画の見直しということを述べさせていただきましたが、申しわけございません。平成5年の誤りでございます。訂正の方、お願いいたします。

今回の都市計画の見直しでございますが、都市計画の見直しに当たりましては、都市計画を見直すに足りる合理的な理由が必要となってきます。

駅前の部分につきましては、現在のアスファルトむき出しの空間を町の活性化のため土地利用を高めるということから、いわゆる土地利用が変更されるということ、一定の都

市計画の変更理由があるわけなんです、ゴルフ場の部分につきましては、都市計画、都市公園を外す前後ですね、その土地利用の形態というのは変わってこないということになります。そのため、この都市計画を見直すに足る理由づけですね。これが、非常に難しいところがございます。

町といたしましても、最終的には都市計画を含めた全体の中での見直しを行いたいと考えておりますが、このあたりの見直しに当たりましては、都市計画の見直しを担当する大阪府の総合計画課と協議を行ってまいりたいと考えております。

その中で、先ほどのプールの部分についても、あわせて、検討を行ってまいりたいと考えております。

2点目の南海との契約でございますが、今現在、有効になっておりますのが、昭和36年の4月に締結した契約書が今現在の契約のベースになっております。その中の第1条で、岬町、南海については、公共の福祉を増進し、かつ、共存、共栄の精神のもと、相互の反映を図る目的を持って、この公園の建設及び経営に協力するものとするという条項がございます。地元との共存、共栄を図っていく中で、経営を行っていくという約定については、この条文が該当するというふうに考えております。

奥野委員 はい、済みません。先ほどからのプールのところのあれ、できたのはもう随分、30年以上になろうかと思うんですけど、その当時、あの辺がどんな状態だったのか、私、ちょっと記憶がないんですが、何もなかったんじゃないかなと思うんですけど、そのとき、プールつくるときに、どういう内容であそこにその土地の所有関係ですね。調査せずにやったものかどうか。その辺もおかしな話になっているんじゃないかなというふうに思います。

それと、先ほど雇用関係、共存、共栄というお話もございましたが、契約の中にはあるんでしょうか、ないんでしょうか。その辺、もう一度、お願いします。

川端委員長 えっ、契約の中に。契約者の。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 はい、契約の中に今の共存、共栄の条文が入っております。第1条の中でうたわれております。なお、雇用とか具体的な内容については、契約の中には記載されておられません。

奥野委員 もう一点、先ほどからプールばかり。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 プールの件なんですけども、ちょっと今、私どもも過去の話ですので、存じ上げておりませんので、一度、調べまして、改めてご報告させてい

ただきたいと思います。

（「プールはどこにも入ってないの」の声あり）

（「入ってんねん」の声あり）

（「入ってるねんな、その中に……ね」の声あり）

（「入っているのは入っているねん」の声あり）

（「入っているの」の声あり）

（「これでないと……」の声あり）

川端委員長 そしたら、奥野委員、もうよろしいですか。はい、奥野委員、どうぞ。

奥野委員 これは、もう質問というよりも、要望でございます。

共存、共栄を図るためにも、この速やかに網も外し、南海とうまくいける。町もともにさかえるような方向でいけるのが第一だと思います。

それで、民民のことになりますが、そこでその南海さんとの話の中でも、先ほど、お二人の委員からもございましたが、雇用関係の話もうまく円滑に大阪ゴルフさんの営業的な努力もいただいて、雇用もうまいこといくように、町からお口添えをいただきたいというふうに思います。これは要望です。

川端委員長 はい、ほかに。他の委員さん。

和田（勝）委員 奥野さんの関連でなんですけど、このプール、この南海の中に入ってたっていうの、私、記憶ないんやけどな。これ、もし、入っているいうたら、町長、これ、どのようにあと、考え。これ、南海さんのプール入って、これ、中学校のプールやと思うんやけど、これ、どうですか。返やしてくれとか、これはもうどんなふうに考えて、何や、説明。

石田町長 この辺の事情は先ほど申したように、詳しく調べてからのご報告になるんですけども、ただ、今、考えられ得るのは、当初、公園の中にプールの建設は可能だということでございますので、ただ、それがたまたま町営プールとして中学校で使っていたのかどうかのその辺の権利関係は出てきますけども、要は都市公園の中で、プールっていうのは、あり得る話でございますので、ご理解賜りたいと思います。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 済みません。1点補足させていただきます。

土地につきましては、この中学校のプールの土地については、岬町の土地になっております。岬町の土地に都市計画がかかっているという状況でございます。

和田（勝）委員 土地はまだほな、南海じゃなしに岬町の土地になっているということですか。ほな、何でこんな困いしてもたん。この困いするよってに、南海になってまうけど。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 その都市計画に入った経過については調べまして、また後ほどご報告をさせていただきますが、この都市計画の中に入っていることにおいて、中学校の運営に支障があるという問題はございませんので、中学校としては、何ら支障はございません。

川端委員長 そしたら、ほかの委員の皆さん。

中原委員 ちょっとこの、先ほどからいろいろお話を聞いてますと、かなり歴史とこれまでの経緯がね、いろいろあったのかなという、さっきのプールのこと一つにしても、何で、町の中学校のプールに都市計画の網がかかってんのかっていうことが、よくわからない。

私ね、この問題ね、資料もお示しいただきましたけれども、一般的な都市公園というね、イメージからかなりかけ離れた都市公園なんだなというふうに思って、ちょっと事業部のね、西さんにもお聞かせいただいて、これは、このみさき公園にしろね、大阪ゴルフにしろね、都市公園法に基づく都市公園なんですかっていうふうに、もうそこから確認したぐらいのことです。西さんの方からも、非常にイレギュラーな形だということを、何か2回か3回ぐらい説明の中でお聞かせいただきました。

背景も私もよくわからない部分が非常に多いです、それから、その網を外すことでですね、何。この説明があった部分だけのことなのかなって。何の準備をされようとしているのかなってというのが、ちょっとわからない。何かほかにねらいがあるんやろうか。

(「……全然ない」の声あり)

中原委員 いや、何かそんなことをね、思いながら、お話もいろいろ聞かせてもらっていたんですけども。

1つ、岬のその町のね、玄関口っていう話をされておりまして、宅地開発とか集客施設ですね。そのようなことを南海としては考えているということをお聞きになっておられるようですけれども、そのあたりについて、もう少し詳しくお聞きになっているようであれば、お示しいただきたいと思います。

川端委員長 はい、答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 今回の見直しの理由については、先ほどの資料、別紙3に掲げた内容で、そのほかのものというのはないというふうに、私どもは思っております。

駅前の具体的な整備の内容でございますが、これにつきましては、都市計画の関係もございまして、今後、南海の思いも聞きながら、町としての考え方、さらには都市計画とし

での考え方、これらを整理する中で、駅前にふさわしい内容の開発を考えていく形になるかと思います。

今現在としては、南海の方からは住宅地開発なり、集客施設の誘致というものを思い描いているようですが、それ以上の詳細な内容というのは、まだこれから検討していく内容かと思います。

以上です。

中原委員 今後のその駅前の開発については、これから詳細を考えていかれるというような、南海の方の考えではないかなというお返事でしたけれども、そのあたりでですね、規模も大きいのでね、駅前のところについては。もし、何らかのその住宅開発にしろ、集客。舌回らへんってきた。集客施設にしろですね、かなり駅前の様相が変わってくることが予想されると。その点で、民間がやることやということではありますけれども、岬っていうね、自然を求めてよそから来られる方の多い場所ですので、住民的な合意が得られるかという点について、一つ不安があるなということを感じて、ということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 もう。済みません。

和田（勝）委員 済みません。委員さんの方でも、質問してはるのかなと思うんですけど、この大阪ゴルフのね、57.2ヘクタールのこれの網ですけどね。これ、網を外すと、ゴルフ場の従業員の方いうんですか、この聞いてますか、もう。この方たちの何か支障が起きるとか、起きないとか、それでこの網を外すことについて、ゴルフ場の方から何か陳情か何か、来てるんか、来てないんか。その点、ちょっと聞きたいんですけど。とりあえず、網を外すと、この従業員の方らに何か支障が起きないか。それと、もう一点は、陳情か何か出ているんか、出てないんか。その点、2点。

川端委員長 はい、答弁お願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 1点目の外すことによるその従業員の方への影響ということでございますが、基本的にこの都市公園の網を外すということは、ゴルフ場の経営ですね。これの改善につながるというふうに考えております。

そのことによって、経営の方が、改善されるということになりますと、また、そこで働

いている方にとっても、メリットがあるのではないかと考えておりますが、直接、外すことによって、働いている方への影響というのは、直接イコールになるような問題はないかと思えます。

川端委員長 あと、陳情。

石田町長 何度かゴルフ場の組合の方々とお会いさせていただいております。そして、いろんなお願いも承っております。ただ、その中身からすると、先ほど、奥野議員からおっしゃったような形で、いろいろ我々も過去の契約上で何かないかなという形を探してたんですけども、先ほどの昭和36年4月1日に結んだ契約の条項の中に、この契約でもって、過去の契約は一切、ほごにするという形でなってますので、今、我々が持っている部分では、この昭和36年4月1日に結んだ契約という形になっております。

したがいまして、今、我々がお伝えできるところは、その共存、共栄というところなんですけども、これはすべての企業誘致もそうなんですけども、とにかく企業が来ていただいて、そこに雇用が生まれるという形、新たな分に関しましては、もちろん、いろんな形でその雇用のところで、協定に結んでいけるところがあるんですけども、過去の分については、それがなかったというところでは、その共存、共栄というところでもって、我々も全力を尽くしていきたいなという考えを私は持っております。

以上でございます。

川端委員長 もう。はい、和田（勝）委員、どうぞ。

和田（勝）委員 そうですか。一応、ゴルフ場の方々と町長と話し合いはしてくれてるわけですね。

川端委員長 はい、よろしいですか。

和田（勝）委員 はい、よろしいです。

川端委員長 そしたら。はい、反保委員、どうぞ。

反保副委員長 最後に要望だけ、意見要望させてもらいます。

町長、副町長、事業部長。

（「助役」の声あり）

反保副委員長 ああ、助役。事業部長に対して要望、特に要望したいと思いますんですけど、今、この委員会室に大阪ゴルフの社員さんが傍聴でお見えになっておりますが、やはり不安がある中で、どういう進展をされるんだろうということで、傍聴だと思いますが、大阪ゴルフ場は岬町が開設者であり、歴史的なものがあります。そういう中で、雇用されている社員の皆さんは、やはり多くは私が今住んでます深日町、旧深日町、特に川より北の方が多く働い

ておられます。私もその中で生活者として、地元住民代表として、やはり岬町は岬町の中で、大阪ゴルフが存在するわけですから、従業員さんが路頭に迷うようなことのないように、やはり町の方もしゃくし定期的なそういう対応じゃなしに、南海に対しても十分にそういうふうな雇用の面については、十分な計らいをしてほしいということを要望いたしまして、意見とさせていただきます。

川端委員長　じゃあ、これで質疑終わるんですけども、今も各委員さんからもその町として、共存、共栄の働きかけをとにかく、もうして、この今、やはり何回もね、この間から何回もこの傍聴にも見えてはりますけども、本当にその方たちが、この都市公園の見直しによって、路頭に迷うことのないように、何とか、この町としても、しっかりと働きかけをしてほしいということを、委員会として強く要求して、これについての質疑を終わりたいと思いますけど、委員さんよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

川端委員長　では、町長の方、よろしくお願いいたします。

そしたら、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長　よろしいですか。

田島委員　賛成やけど。

川端委員長　はい、田島委員。反対討論はないですか。

田島委員　反対なかったかな。

川端委員長　はい、賛成討論、お願いします。

田島委員　今回のみさき公園の都市公園の部分について、大体、飲み込みました。質疑させていただいて。そして、いろんな議員さんから地元の雇用問題等についても、いろいろ要望なり上がりました。それで、ただ、１点だけ賛成ですけども、自分の意見、意思を言うならば、先ほど町長はその覚書の中に、共存、共栄ちゅう言葉を言っていたんですけども、人間ちゅうものは、朝起きて寝るまでが日常生活であります。ちゅうことは、共存、共栄ちゅうのは、朝起きて、仕事に行くなり学校に行くなり、帰ってきて余暇を過ごすなり、そして、睡眠するんも日常生活であります。ということは、共存、共栄ちゅうんは、いろんな部門にも雇用対策にも当てはまると思いますので、ひとつ、どうか、岬町の大阪ゴル

フなりに、みさき公園との覚書については、日常生活全般が共存、共栄ちゅうことを拡大解釈していただいて、今、岬町で住民で紛糾している問題についても、当然、共存、共栄の範疇に入るちゅうことを申し添えて、賛成討論とします。

以上です。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第42号「岬町都市公園条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。

よって、議案第42号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案23件についてはすべて議了しました。

本日の審議結果並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力、よろしくお願いいたします。

これで、事業民生委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後4時12分 閉会)

以上の記録が本町議会第３回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成１９年３月１２日

岬町議会

委 員 長

川 端 啓 子